

東日本大震災復興構想会議（第7回）議事要旨

（開催要領）

1. 開催日時：平成23年5月29日（日）13:00～16:35

2. 場 所：官邸4階大会議室

3. 出席者：

議長	五百旗頭 真	防衛大学校長、神戸大学名誉教授
議長代理	御厨 貴	東京大学教授
委員	赤坂 憲雄	学習院大学教授、福島県立博物館館長
	内館 牧子	脚本家
	大西 隆	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
	河田 恵昭	関西大学社会安全学部長・教授
		阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター長
	玄侑 宗久	臨濟宗福聚寺住職、作家
	清家 篤	慶應義塾長
	高成田 享	仙台大学教授
	中鉢 良治	ソニー株式会社代表執行役副会長
	橋本 五郎	読売新聞特別編集委員
	村井 嘉浩	宮城県知事
	佐藤 雄平	福島県知事（代理 内堀副知事）
	達増 拓也	岩手県知事（代理 上野副知事）
特別顧問	梅原 猛	哲学者
検討部会長	飯尾 潤	政策研究大学院大学教授
検討部会長代理	森 民夫	長岡市長
政府側出席者	菅 直人	内閣総理大臣
	松本 龍	内閣府特命担当大臣（防災担当）
	福山 哲郎	内閣官房副長官
	瀧野 欣彌	内閣官房副長官

(議事次第)

1. 開 会

2. 議長挨拶

3. 議 事

(1) 「これまでの審議過程において出された主な意見(案)」について

(2) 検討部会における検討の状況について

4. 閉 会

<配布資料>

検討部会における検討の状況について(部会長提出資料)

<委員からの提出資料>

玄侑委員、達増委員、村井委員

○議長 それでは、第7回「東日本大震災復興構想会議」を始めさせていただきたいと思
います。

本日は貴重な日曜日でありますのに、また、お足元の悪い中、御参集をいただきまして
御多忙の中ありがとうございます。

振り返りますと、連休中に被災地の視察に委員の皆さんに行っていただいて、それが明
けました5月10日の第4回において、委員の皆さんからの御発表を完了するとともに、復
興構想7原則についての御決定をいただきました。その後、第5回を5月14日、第6回を
5月21日、この2回につきましては整理箱と言っております8つの箱に沿って、論点に沿
った議論を毎回5時間重ねていただいたわけでありまして、本日は、2つのことが主要な課
題であります。

1つは、これまで皆さんにさせていただきました議論を8つの箱に整理してきたわけであ
りますが、更にこれを整理いたしまして5つの箱に皆さんの議論を問題別に整理して、記
載するというものを私どもの方で用意させていただきました。これについて御確認いた
だくことが今日の仕事の1つであります。もし御異存がなければ記者発表をさせていただ
きたい。方向の内容を決定したとか、そういうものではなくて、広がりのある議論を列記し
たものに過ぎませんが、一里塚でありますので、これを公表させていただきたいと考
えております。

もう一つは今日の中心課題であります。我々は検討部会に対して、あれを検討せよ、
これを検討せよという宿題を出してまいりました。今日はその宿題返しを飯尾部会長の方
からしていただきまして、つまり、重要な問題であるから下問をしたわけで、返ってきた
答えに基づきながら、我々が更にそれをどういうふうに向けるかという議論を、今日
は3つ、4つの論点についてやっていただきたい。それが本日の中心でございます。

(報道関係者退室)

○議長 それでは、初めに出席状況でございますが、安藤議長代理が欠席であります。

福島県の佐藤委員は御欠席で、代わって内堀副知事が御出席でございます。

岩手県の達増委員も御欠席で、代わって上野副知事が御出席でございます。

なお、本日は政府側から菅総理、松本大臣、福山官房副長官、瀧野官房副長官に御出席
いただいております。ありがとうございます。

それでは、内容に入らせていただきたいと思います。

○議長、今日の進め方については異論ないんですが、最終的に6月に中間とりまとめを
行うということは既に発表もしているんで、そこに向かって我々も進んでいるという意識
はあるんですけども、今日の提出資料を拝見すると、いろんな意見がまだ併存されてい
るという感じで、これが1つのものにはなっていないように思うんです。これからそれは
議論していくわけですが、同時に1か月ぐらいでまとめるといふことになると、具体的
なまとめ方、まとめの作業を考えなければいけないのではないかと。

それについてどこかで議論して、どういうふうに向けるのか。前に私は結局ここ

のメンバーの共通点の1つは、書き手がそろっているといえますか、新聞出身の方もいるし、小説家の方、脚本家もいらっしゃるし、うまくまとまるのかどうかわかりませんが、そういうこともあるし、どうやってまとめていくかということについてはこのメンバーの特性も考えながら、考えていく必要があるのではないかと思います。いずれにしても早めにどういうふうに具体的なまとめの文をつくっていくのかということ、議論する必要があるのではないかと。もし今日、機会があったら最後に。

○議長 後で申し上げようと思っていたところですので、後で御提案申し上げたいと思います。

○ 1つ目の課題についてなんですけれども、このまとめは極めてよくできている。列挙しているという意味ではよくできている。ただ、これをそのまま新聞発表されて一体どうなるんだろうと懸念するんです。懸念という意味は、読んでもよくわからないのではないかと思います。

というのは、同じ項目の中でも総論的なものと各論的なものが雑多に入っている。そうすると、例えば原発のところは。

○議長 これの審議に入ろうと思ったら、早くも委員から内容に入っていたので。

○ 内容ではなくて、列挙している順序です。原発では収束させるというのがあとに出てくる。3項目目から4項目に出てくるというのは変であって、原発問題のすべての前提は収束させるということなんですから、順序を考えた方がいいということです。

○議長 順序というのは。

○ 同じ列挙であっても、読む側がわかるような順番にすべだということです。

○議長 つまり、議論の論旨に沿った並べ方。

○ これを渡されて、どう理解されるか懸念するのです。

○議長 それをあえてしないというものとして用意したんです。これから優先順序だとか議論の筋道とか。

○ 優先順位ではなくて、読む側が理解しやすいように、物の考え方の総論的なものは先にして、各論的なものは後ろにするということです。同じようなことが行ったり来たりしているんです。

○議長 これはそういう内容的な、形式とおっしゃるけれども、議論の展開的なものはしないで、出た意見の視界に入れるべきものを、項別にはもっといっぱい議論がありましたけれども、できるだけくれるものはくくってというふうにして、列記して示すという以上のことをしないでここで出そう。この後、これに基づいて我々が議論を深めていくときには考え方の筋道をしっかり出していく。その素材として使う物を示すというふうにしていただいて。

○ 発表しなければいいんですけれども、発表されるんでしょう。

○ このままの形で発表されるんですか。

○議長 そうです。もし今日、更にこういう議論が必要だとおっしゃれば。

○ 今日の議論を踏まえて、微調整することはしていただいた方がいいのではないか。このままのところ。

○議長 またこれからそういうふうにつくっていくわけですから、つくっていく土台、フラットなものとしてどの意見が重い、軽いというのは出さないで、材料として用意するというものとしてつくったもので、これがどういう位置を持つのかということは示さないもので、その意味では全くの整理素材というものでしかないんですけども、そうすると発表しない方がいいという御議論ですか。

○ ただ、今日議論するわけですから、その議論を反映したものを発表していただくというところで如何でしょうか。

○議長 今日議論するのは検討部会から出てきた論点について、それは踏み込んでやっていくんです。これについてはもうこれでおおよそこんなものだったというのであれば、素材として出す。これを一々議論し始めたら過去何回かやったものをまた改めてということになるんですが。

○ ただ、ここで外れている大きな論点などがあればということ。

○議長 それがあればおっしゃっていただいたらいいと思いましたが、その場合には追加したものをまた修正版とか追加版としてやってもいいと思いましたが、とにかく価値判断なしでいろんな議論がありましたよというものを、ここで論点別に整理したに過ぎないものなんです。そういうものとして扱わせていただいたらと思っているわけです。

○ 意見を申し上げます。私はこのままで出すのは反対です。論点の振り方でこなれていない部分があります。特に5項目目の論点整理が非常にうまくできていないと思っています。復興と我が国の経済社会の再生が、地域経済社会の再生の箱とすごいダブっている感じがして、もっと日本を単に大震災だけではなくて、日本全体の再生に向けてどう向かっていくのかというメッセージをもっと出さなければいけないのに、これは何かすごいダブっている感じがするので、こなれていない部分がたくさんあるということで、このまま論点だと整理されると、相当我々は論点の整理できていない議論をしているという印象になるので、ちょっと今日の議論のところで微調整できる部分はしていただいた方が。

○議長 今日は全般をやるわけではなくて、今日はこの中での特に重要で下問したものの答えがあるものについて、議論していこうとしているんです。前に8つの箱であったときには、まちづくりと言いながら論点、観点みたいなところと重複して、両側に出ていたりというものがあったので、その重複をかなり減らそうというので5つにしたわけですが、まだ特に前の方に手法問題とまちづくりや経済社会再生との重複はないですけども、我が国の経済社会全体の再生というところについては、おっしゃるように重複した議論があったかもしれません。

しかし、それほど議論の筋を練り上げた再配置ということをやらずに列記というものです。

○ 多分、論点のとらえ方だと思うんですけども、「復興と我が国の経済社会の再生」と

いう視点が「地域経済社会の再生」の視点とそんなに距離がないというのか、もっと今までの地域づくり、地域の経済づくり、原発の問題を含めて、ある意味でここは全体的にもう一回これから未来に向かって我々が議論していくところという、そういう意味での論点の部分が非常に弱いという感じだ。

○議長 全然弱いんです。土台だけですから、いろいろな議論が出ましたというものの列記としてやっているんで、お考えのような構想会議の構想の要点を示すというものではなくて、フラットにこれだけいろいろ出ているんですということを示して、これを基につくろうということですので。

○ これを基にもう一度、今日の話もあってもう一度微調整ではなくて、まとめ直すというか。

○議長 これは何もまだ主張になっていない。列記なんです。

○ こういう意見が出ましたという、それはやはりオープンにした方がいいものなんでしょう。

○議長 こういう広がりを持って議論をしていますということではかかないと思うんですけども。

○ 今日なぜ発表するのかという意味なんです。我々は一生懸命やっているんですよということを示すために今日発表するのか、そうではなくて、相当収れんされてきて、こうなんですよというのか、それによって全然違ってきます。

○ 私は今日発表することはよろしいと思うんですけども、多分この中で私が拝見しただけでも幾つか大きなもので議論したはずのものが抜けていたりであるとか、そういうものもあると思います。そういうものはこれからの議論の中に含めておいていただかないといけないので、それも含めて発表して頂いた方が良いのではないのでしょうか。

○議長 重要なものが抜けているようであれば、加えた上で。でも言い出せばそういうふうにもう少し校正したらどうかというように切りがないので、とりあえずこれだけの議論がある。それを出すことによって構想会議はどこへ向かっているとかいうことは読めないけれども、しかし、こういう議論があるのだからといって、また社会の各層からのいろいろなレスポンスもあり、あれについてもまた議論が。

○ でも、議事要旨を公開していますね。

○議長 議事要旨を全部読むというのがなかなか大変で、ここに主要な議論というのが小冊子にぱっと全部見えるように示した。議事要旨を見ればそれはもっと詳しいけれども、そこまでなかなかフォローすることは難しい。

○ ある程度収れんさせたものを発表した方が、かえって効果としては、これだけのメンバーが集まっていろんな案が出ているというのは当然、皆さん予測していらっしゃるでしょうから、途中のいろんなことを、雑多なものを出すということは私はいいかどうか。もう少し収れんさせて出した方がいいのではないかという気がするんですが、これは個人の考えですけども。

○議長 収れんさせてという、これは6月にまとめるものですね。

○ 学位論文に例えて言えば、残り1か月となるとそろそろ章立ての骨子を持って来いという段階にきていると思います。この論点というのは、実験をして、データづくりをしているようなものです。そうしてデータづくりを進めていることを公表することに意義はあるのだろうかと思います。

論文を見る際に、指導教官はまず第1章を見ると思います。第1章は被災地の復興と日本経済の再生・創生でしょう。第1章を読み解くと、まちの復興、農水産業の復興、製造業の復興、環境の復興ぐらいに分かれるでしょう。その中で日本経済社会の再生というところにエネルギー問題をどうするか、サプライチェーンをどうするかといったことが関係づけられてくるのではないのでしょうか。

そろそろこういうことをやっておかないと、この会議のメンバーの間で6月の一次提言に向かって何をやっているかが見えなくなってしまう。今は言わば論文を書くための実験をしている段階です。

論点をここに書いたのは分かりますが、どういう章立てになるかも、そろそろ共有しておくべきではないのでしょうか。以前より、どういうスタイルでどういう形式の提言を出すのかをシェアしておかないと、進捗の把握が出来ないという懸念を持っております。

○議長 7原則で方向性、課題みたいなもの、全般の方向性は示されて、そして、この5つの箱をつくったことによって章のテーマは出てきたんですね。その章の中の議論をどうするかということは、あえて今までいろいろ出はいますが、ここはフラットにまだ示したままなんです。

そういうものとして出すことも意味があると思って用意したんですが、今のような意見を承って、これの扱いについては相談して後でお答えするとして、この問題について更にほかに意見がありましたら承っておいて、それを預かって検討することにして。

○ 緊急提言を出すということで2、3回前から動いていたと思うんですけども、いつの間にか中間整理案の提出というところにずれてしまった印象があって、今、緊急にこの時点で提案するというのをまとめたものを公表するのであれば、積極的な意味はあると思いますが、今もう6月に入ろうというこの時期に議論を羅列したものを出すということが、余り積極的な意味があると私は感じられません。

○ この内容について少しだけよろしいでしょうか。

1つは雇用のところなんですけれども、雇用そのものが問題なのではなくて、雇用というのは生産からの派生需要ですから、雇用の問題だけでは考えられない。だからこそ、その前のところの地域経済社会の再生が大切なわけです。

ですから、何か雇用だけ別途出てくると、社会保障や教育は制度の問題ですからよいのですけれども、雇用というのはむしろ地域経済の再生と一体となったもので、ここから派生してきているという構図になっていないとおかしいのではないのでしょうか。国が作り出す雇用だけの部分であればいいんですがそうではないわけですので。

もう一つは、産業社会の再生というのがあるのですけれども、製造業、農業、水産業はよいとして、最後のところが「観光等」で終わっているんですが、もう一つ、多分ここで大切なのは、再生可能エネルギーを使った地域の再生だと思います。

つまり再生可能エネルギーというのはエネルギーの問題だけではなくて、その地域で雇用を生み出す非常に大きなファクターにもなっています。もし余り項目を増やしてよくないのであれば「観光等」のところに「観光・再生可能エネルギー」のような形で、要するに、自然の力を生かした産業という形で入れておいていただいた方が良いのではないかなと思います。

その2点、大きく気付いたところでございます。

○ 私も1点だけ。

この枠組みの中で、今回の震災でもボランティアの人たちがたくさん活動しました。そして、義援金もたくさん集まってきました。

これからの社会を再生するときに、NPOとか非営利団体とか言葉はともかく「新しい公共」と言っている部分とか、第三セクター、市民セクターの部分が大きな担い手になります。言葉の中でNPOって幾つも出てくるのですけれども、そのこのところの肉付けがまだまだ弱い感じなので、このペーパーを見た印象というのは、はっきり言って古いなっていう感じがするんです。新しい、古いで判断するのは間違いかもしれませんが、これからの市民セクターがどうやって入っていくかっていう部分が抜け落ち過ぎているので、そういうところがもう少ししっかりした論点の中に入れておかないと、全体のペーパーの提案の位置づけが弱くなるという、ある意味メッセージ性が弱くなると私は思うので、この論点でこのまま出していただきたくないなという気がいたします。

○議長 折に触れその議論もありましたが、それとしての柱にはなっていないという。わかりました。そういう御意見を承りまして、相談して後ほど。

○ 私は出してほしくないということではなくて、そのように修正していただければ是非出していただきたいという意味です。

○議長 それでは、これまで出した下問に対して、検討部会の方で個別問題についてお答えいただくという方の議論に入りたいと思います。

検討部会においては、こちらのメンバーからも加わってもらって、ワークショップを個別問題について開いていただき、関心ある、御都合のつく方にはこちらからも加わっていただいて、討議をしていただきました。

お手元に「検討部会における検討の状況について」という資料、横広のものがございます。

今回、次回あるいは次々回辺りにかけて、順次用意ができたものについて討議をいただきたいと思いますが、今日は社会保障・雇用・教育という箱の中の子どもの問題。それと右側の地域産業・経済の問題。エネルギー・環境、防災・地域づくり、特区の問題について、検討に基づいて議論をお願いしたいと思います。

先ほど委員から提起された問題でありますけれども、今回からこうやって集中的に問題を検討していく、ある箱の中の問題について掘り下げていくわけではありますが、ここで出された議論を基にして答申をする流れみたいな、たたき台みたいなものを用意して、それを皆さんに検討していただかなくてはならない。

そのたたき台をどうつくるかという問題でありますけれども、この会議と検討部会の双方にすべて出席をしていただいております、かつ、自らの意見をここでもほとんど開陳しておられない御厨議長代理に、そのたたき台になる案を用意していただいて、それをまたここでみんな討議していただくというふうに進めてはどうかと思いますが、よろしゅうございましょうか。御厨議長代理、よろしく願いいたします。

議長代理は重い任務がやはりあるということで、よろしく願いしたいと思います。

時間が御指摘のように限られておりますので、そうやって筋道というものも用意していただいて、ここで議論していただくというふうに、少なくともこの2、3回の宿題返しの討議を終えたところで、もうそこへ入らなければ到底間に合わないという時間ぶりでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、飯尾部会長の方から報告をお願いしたいと思います。

○飯尾部会長 検討部会の部会長でございます。

それでは、お手元に配られております「検討部会における検討の状況について」という横長のものをごらんいただきまして、まず1ページ目に、今、検討していることと申しますか、実は2週間前にワークショップを始めますと申し上げたときの資料をこのまま写してございます。

これまで出ました宿題を順番にこなしているところでございまして、先ほど議長からお話が出ましたエネルギー問題は、検討のきっかけについて前回御報告をいたしました。具体的な再生可能エネルギー、自然エネルギー等の今後この地域でどのように展開するか、いま一つもう少し資料が必要でございまして、検討を続けておりますので、次回以降に改めて少しまとまった形のものを御提示したいと考えております。

本日はそのほかの3つの箱でございますが、ただ、3つの箱の中でもなかなか難しい問題はまだ途中段階でございますし、あるいは前回宿題をいただいたものは今、ワークショップの日程調整をしたりしております。委員の方にも御案内している部分もございまして、よろしく願いいたします。

そういうことでございまして、御説明は2ページ目からでございます。数回前に被災地における子どもの問題というのをまとめて少し検討せよという宿題が出ております。社会保障等の検討している中で、この問題を集中的に検討した結果でございます。

私ども、ほかの分野についても社会保障、産業等についてもそうでございますが、時間軸でまず整理しています。震災直後に対策をとるもの、それから将来の姿、その間の復旧期から復興期に向かうところという区別が必要でございまして、緊急にすることから将来を見据えてすることまで、徐々に変わってくるということでございます。

その点でいますと今日お話をいたしますのは、この表の中の一番の上「親をなくした子どもに対する就学支援」が中心でございますが、関連のものが下のようにあるということで、学校はどうなるんだ、幼稚園の話は中でお話をいたしますけれども、そういう設備の復旧とか、緊急に実態掌握するというのが震災直後でございますが、今はだんだんそういうものが復旧できてくるとすれば、それを使って新しい形の学び舎をつくっていく。

いずれお話をいたしますように、ほかの施設と一緒にすることによって町の拠点にしていく。せっかく建て直すということであれば、そういうことを考えたいということでございますし、あるいは人材。これからの人材、ただ、困っているというだけではなくて、優れた人材をつくるということでございますし、そういう中に大学病院等もあります。

行政をよく御存じの方は、この表は画期的でございますして、文部科学省と厚生労働省が協力して1枚にしたものでございますが、ただ、行までは一緒にはなりません、上下に分かれておるということで、いずれはこれをもう少し一体にする努力をするということでございます。

あるいは下の方で言うと、子育て支援の関係からしますと、実態把握から心のケアの問題、その他をやっていくということでございますし、あるいは保育所。それをいずれ幼稚園と一緒にしますこども園みたいなことも考えて、新しい子育て支援の仕組みをこの地域で先駆けてつくっていくということが、大体概念的にこういうふうに整理したものでございます。

3ページを見ていただきますと、子どもに対する就学支援、学校に行けなくなつては困るということでございますが、見ていただきたいのは右側の方でございます。既に処置されているものの中に、ここに書いてございます「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を始めとしまして、予算の処置がなされている部分がございまして、これが適用されていくということ。

それから、個人がやるという取組み。就学支援のために基金をつくっていくということのほかに、岩手県さんでもしておられます。相馬市でしている、あるいはあしなが育英会で特例の一時金をつくっている、この会議の関係の皆様がお作りになる基金もございます。このように、さまざまな制度がございます。

ですので、こういうものを総合的に生かして、それぞれ志でやっておられるものもあると思いますが、私の感覚としましては、何か情報の流通をしまして、もしもお金が十分にあるようであれば、こじだけではなく、不利になっている方の応援に使っていただくと非常にお金が生きてくるのではないかとということで、今後とも情報の収集とともに、協議会と言うのかどうかわかりませんが、関係の方が連絡をされて、有効に使われるという仕組みを応援するのがよろしいのではないかと考えます。

そういうことで、もう少し先ほど出ました表で簡単にしましたのが、詳しく書いてありますのは4ページ目でございます。

児童相談所等でやっておりますが、ここで現在これが数が増えておりまして、前回 140

人程度と考えた震災孤児が、実態把握とともに184人に増えております。幾らでも増えるというものではありませんが、きちんと把握できれば、こういうふうになんども数がだんだん確定するはずでございますので、こういう形できちんと対処したいということでありますし、現在「心のケアチーム」が活動中でございますけれども、これはある程度期間が必要でございますので、今後もそういう活動を続けられるように、政府の方で努力しておられると聞いております。

あるいは要保護児童の受入れ。経済的支援はごらんいただいたとおりでございますし、さまざまな制度が現在あるということでございますので、こういう制度が使えるということも周知して、きちんと必要とされるところに届けるということが必要だろうと考えております。

更に5ページ目、特にこの場で話題になりました幼稚園のことでございます。全体的なことは書いてあるとおりでございますが、一番深刻だと思われましますのは右上にあります再開未定の幼稚園数。公立が19、私立が12。とりわけここで話題になったのは12の私立の幼稚園でございます。

ただ、これについても実は調べてみますと、政府で一定の補助等をしておりまして、災害復旧ということでそれなりの予算を確保していると聞いております。

あるいは私立の幼稚園は補助がないというお話が出たわけでございますが、災害復旧ということで2分の1の補助を出す。それに私学助成をするということで、かなりの程度実は私立の幼稚園についても処置されるということは、今回決まっているそうでございまして、融資の制度もつくっているというので、ある程度制度的な準備があると調べた結果わかりました。

ただ、実は再開できるかどうか2つの問題でございます。

1つは、まちづくりが決まらなないと、流されてしまっているところと同じように建てるわけにはいきませんので、その計画に沿って新しい場所に移転するなり何なりということで、再開するということ。

もう一つは、この地域はやや高齢化、少子化が進んでおりまして、震災前から将来の見通しについてさまざまに経営者が考えの部分があり、それについて何でも無理に再開というわけにもまいりません。ですので、小学校と併せた形で経費を軽くして、設置することはできないかときめ細かいことを考えまして、実質的に再開を目指していくべきだろうと感じている次第でございます。

以上が1つ目の山でございまして、ありとあらゆることを一度に私が早口で申しても恐縮でございますので、説明はまず1と2、とりわけ2の御説明で一旦止めさせていただきます。

○議長 ありがとうございます。

○ ありがとうございます。非常に整理されています。問題は、これは提言するときもそうなんですけれども、制度的にこういうのがある、こういうのをやっているという話で

はなくて、受け取る側はどうなのか、孤児になった子どもにとってはどういう具合になるんだという逆のことを、一緒に書いてほしい、書かなければいけないと思う。

それから、幼稚園を経営している人はどうすればいいんだということを、こういう制度があつてこうなんだよ、更にこれにプラスしてこうするんだよというものを、行政に対するメッセージだけではなくて、被災者に対するメッセージなのですから、被災者の気持ちになって書く。そういうのを是非プラスしていただきたいと思います。

○ 質問ですけれども、5ページの幼稚園、これは議論になったところですが、「再開未定の幼稚園数」という右上の表がありますけれども、福島県が数として結構多いですね。これは津波で被災した幼稚園以外に、原発で入れなくなっているとか、そういうところも含まれていると考えた方がいいんですか。

○ 飯尾部会長 当然そういうことでございます。

○ そこを分けておかないと、つまり、すぐ復旧・復興ができるところと、収束して安全が確認されるまでは、場合によっては建物はあるんだけど、使えないというケースがあると思うんですね。そこを分けていただいた方がわかりやすいと思うんですね。

○ 飯尾部会長 かしこまりました。そのように調査いたしました。ほとんど福島県の場合はそういう比率は高いというふうに考えております。

○ 2点あるんですけれども、1つはこの内容の前に、主な検討課題という最初のところですが、私は是非とも雇用は、社会保障・教育とは一緒ではなくて、地域産業・経済の方に移していただきたいなと思います。

今日いただいている資料でも、就業者数等は産業・経済の方に入っているわけですから、再分配や国が直接行う仕事と、直接の第1次分配の雇用の問題というのが一緒というのはおかしいわけで、雇用は自立した経済活動ですから、箱として是非、産業・経済の方に入れていただきたい。これはお願いです。

それから被災した学校等の支援についてですけれども、これはここでも、以前から問題になっている国公立の学校と私立の学校の間の助成の差というのが引きずられていると思います。通常のときの問題はまた別としても、こういう災害の復旧や救援については、要するに誰がその学校を設置しているかということに関係なく、通っている生徒の立場に立って、できるだけ平等に助成するという方向がよろしいのではないかなと思います。特に学生支援という点では学費の減免等についても同じことが言えると思いますけれども、その辺も考えていただければと思います。

○ 議長 これは現状ではどうなんですか。やはり、公立はより手厚い対処があつて、しかし私立に対してもこれだけのことが災害復旧等でなされていますよということですか。

○ 飯尾部会長 これは各県の皆さんの方がよく御存じかもしれませんが、第1に雇用の区別のことでございます。前回、こういうことでスタートしますというのがこの1ページ目のことでございまして、実はワークショップでございまして、だんだん組み換えをしております、いずれ地域産業という形で、雇用も含めた形で実は一緒に検討いたしますので、

いずれ出てくる資料は変化をいたしまして、おっしゃるとおりにするように考えております。

それから、今の私立の話でございますが、今のところ私が聞いておりますのは、一般であれば私立と公立で非常に格差があるんだけれども、災害復旧ということで実はその格差を埋めるように努力はなされているということで、制度的に全く同じというわけではないんですけれども、そのように運用されるというふうに聞いておりますが、恐らく関係者は更に努力していただきたいということを申すことになると思います。

○ 少しくどいようですけれども、前半の方で私が申し上げたのは、雇用というのは、社会保障や教育のように、公が与えるものではなくて、当前のことながら、個人が独立して、あるいは民間の活動として行われるものですので、ここに入っているというのは違和感を感じるということです。

○ 飯尾部会長 ありがとうございます。御明察のとおり、これは役所の区別からスタートしておりまして、徐々にだんだん実態に近づけたいと考えております。

○ 2点あります。1点は、子どもに対する就学支援ということです。一番核になっているのが御両親を亡くされた方、その次に片一方の親を亡くされた方、そして家庭が経済的に、例えば失業しているとか、そういう方がおられてというような形で同心円がふくらんでいるわけですね。

それで、実は私の立ち上げた基金は、小さいながらも片方の親まで亡くされた方というところを対象にしているんですが、実際には経済的に困っておられる方はもっとひどいわけですし、それは必ずしもお金ではなくて、例えば家庭教師が家に行くとか、いろいろな意味での広がりが必要なわけです。是非、協議会、連絡会のような形でやるべきだと私も思っているのですが、最弱小団体が皆さんに呼びかけて集めるのは正直言って大変だなと思っているところであります。

もう1点目は、幼稚園のところですが、この後ろの部分で、「実質的に公立学校に準じた支援を実施」というところが、本当にこれで伝わっているんだろうかということがあります。これは、子どもたち、特に幼稚園児というのが国の政策としても将来的な見通しでも大事だったら、2分の1補助というのをある期間とか、あるいは地域を区切って、幾らかわかりませんが、数字をかさ上げして明示していかないと、「私立学校の教育研究活動の復旧費の一部を補助」、こういう修辞学の中に収まると、漏れてきてしまうところがあるのではないかという懸念があるんですね。「実質的に」ということであるのならば、堂々と2分の1ではなくて3分の1とか、4分の3とか、やはり明記した方がわかりやすいと思いますし、幼稚園の経営者はその方が安心すると私は思います。

○ 飯尾部会長 すぐに回答できることではございませんで、一応制度を調べてということでございますので、ちょっとこれはテークノートさせていただいてということよろしゅうございますか。

○ 5月2日に一次補正が通りまして、それと一緒にこれは与野党一緒になって財政特例

法というのができて、皆さんに配りましたけれども、生活再建ハンドブック、あるいは事業者再建ハンドブック、お読みになったと思いますけれども、そこでかなりの手当をしております。

今、委員がおっしゃった、被災者にそれが周知されていないというのは私どもも同じような認識を持っておりまして、各県でこの我々がつくったスキームを説明をする説明会をこまめに開いておりますし、とにかく市町村にこういうスキームができましたよと、職員にまず届けないことには被災者に届きませんから、そういうことをずっと続けておりますので、ある意味では一次補正の中身のお話、あるいは財政特例法の中身のお話をこまめに市町村に周知、広報をしていくことを、今、私が指示をしている被災者生活支援チームでやっておりますので、そのところは私たちが今のお話を受けとめてやっていきたいと思っております。

○議長 よろしく申し上げます。

○ 2点あるのですが、1点は、今、別に被災地だけではなくて、全国的に保育所、あるいは幼稚園については、公立は非常にコスト高になって、中小都市ほど私立の方に移管替えするというのを始めています。ですから、私立がだめなら公立にしたらどうかというのはちょっと暴論で、被災した経営者の方が再建するためにどういうふうな公的な支援をさせていただいたらやっていただけるのかというふうな立場でないと、再建はなかなか難しいのではないかと。まちづくりとも関係しますし、随分難しいのではないかと思います。これが1点です。

もう1点は、実は私のいる大学でも何らかの育英資金を提供しようということで、例えば寮を4年間無料とか、入学金・授業料無料とか、いろいろな案が出ているのですが、ちょっとペンディングしてあるんです。というのは、東北地方から学生さんに関西の方にそういう形でやるのがいいのかどうか。気持ちはわかっていただけと思うのですが、そういうことで、たまたまおられる方を支援するというのもうやっているんですが、これから新入生を東北以外のところで引き受けるという形での奨学金とか支援の制度が、どこかで足並みをそろえないと、例えば福島県の大学なんかは今からもう来年の受験生がとて少なくなるのではないかとということが言われております。

ですから、東京の大学は大きな大学ほど、ある意味では東北地方から来ている学生が多くて、いろいろな経済的支援をまとめてやっていただいているのですが、関西の大学は言ってもそれほど多くありませんので、そういうことをやりたいということは出てきているんですが、今、大学でペンディングしております。

というのは、さっきも申しましたように、やはり微妙な問題といえますか、若者を関西の方に来やすくするのがいいのかどうかということもあって、といて、では何もしないのかということで、ちょっとその辺は苦慮しているところがありますので、これはほかの大学もそうだと思うのですが、その辺の何かガイドラインというか、そういうものも要るのではないかなという気はしております。

○ まず初動として、第1次補正予算が措置されています。周知の問題はあるのかもしれませんが、それは大変結構なことだと思います。今議論されている問題が出てきた背景として最も重要なことは、支援を実施する側が受動的に待っている、事態がどんどん悪化する、ということだと思います。やはりこちらから積極的に支援の手を差し伸べなければなりません。例えば子どもの心のケアのために、41チームを既に確保しており、27チームが活動中とのことですが、これだけで十分なのか、現場はもっと必要としているのではないか、といったことも考えられます。私の思い込みかもしれませんが、そういうギャップがあるかもしれません。

したがって、能動的に被災者側に働きかけていく活動も大事なのではないのでしょうか。政府広報で出されたからといって周知されたということにはなりません。被災者側が要望を持ってくるのを待つのではなくて、支援を行う側が能動的に働きかけることが必要です。あらゆるところに問題があり、その問題を解決しないまま、どうしたらいいか右往左往しているような現状を耳にするので、そう感じました。

それからもう一点だけ、先ほどおっしゃられた雇用と産業の問題は大変重要なことで、産業があって雇用があるのはその通りだと思います。この会議では雇用の問題を別途やるようですが、雇用が失業補償としてだけあることはあり得ないと思います。復興のためには結局、産業を強くしていかなければなりません。社会保障、雇用、教育といった問題を混同してはならないと思います。雇用については、社会保障的な側面も、産業の結果としての雇用という面もあるので、これらを区別して議論した方がいいと思います。

○議長 わかりました。

幼稚園と保育園というものも提起されたときには出ていたと思うんです。ここでは、保育園は視界に入れないということでしょうか。

○飯尾部会長 いえ、そうではございませんで、一応、最初のこの2ページ目を見ていただきますと、やや役所寄りになっておりますが、下にもちゃんと、この2ページ目は「保育所等の子育て支援サービスの復旧」ということになっていますが、実はここで重要なことは、今、日本全体では幼保一元化ということが徐々に進みつつあって、そういうことで、再建するということになってくると、幼稚園と保育園というものは一体化した形で、新しい形に徐々に移行して、その中で復興がされるというふうに理解しておりますので、それで現在のところは、この前、たまたま幼稚園が非常に問題になったものですから、幼稚園だけ取り上げたということでございます。

○ 幼保一体化について簡単にこの場で決めてよろしいのでしょうか。

○議長 現場では、この幼稚園・保育園の問題はどうか。

○ 私の個人的な意見も含めて申し上げますと、制度的な遺漏がないようにといいますか、等しく、例えば働く女性が保育園で子どもを預けるに当たって、幼稚園と少なくとも同等に扱えるようにという意味では、扱いとしての同等性は求められていると思います。

ただ、幼稚園・保育園はそれぞれ特色なり違ったよさがこれまでの経緯であるでしょう

から、そうしたところをどう考えるかというのは多分、これからの議論ではないかと、個人的な意見ですけれども、そう思います。

○ これはなかなか、幼稚園の方で乗りづらい理由もございまして、正直に申し上げて、宮城県では進んでいないのが実態でございます。これにつきましては、需要があればいろいろ検討していくと思います。

今の御質問には答えられない形になりますが、先ほど飯尾部会長がお話しになったように、まちづくりをまずしていく中で、その上でどれくらい子どもがいるんだという需要を見て、その上で幼稚園を、保育所をどうするのかという話になってくるかと思えます。

したがって、この議論は一つテーマとして非常に重要だと私は思うんですけれども、ここだけに余り深く掘り下げていっても全体を見失ってしまう可能性もありますので、復興構想会議ですので、全体の構想を見ながら、俯瞰しながら、この辺も考えていただくと大変ありがたいかなと思います。ひとつよろしくお願いします。

○ どうもいろいろ聞いてみますと、私どもは簡単に、要するにお金がないだろうから、小学校・中学校と一緒に幼稚園・保育園もしたらと言うんですけれども、しかし、今まで私立でやってきた人はそれなりに自分の、教育はどうあるべきかということを考えながらやってきているんです。それをみんな一緒にというのは少し乱暴で、私はその後、反省したんですけれども、やはりそういう人たちの意見をよく聞く必要がある。そこで一緒ではなくてという人もいるでしょうから、やっている人の意見もよく聞いて具体的には進めなければいけないとは思っています。

○ 先程私が申し上げたのは、政府の委員会等で色々議論されていることを、復興構想会議で決めてしまっているのでしょうか、という意味です。

○ 議長 そうなんです。そこまで踏み込むことにはなるかどうかわかりませんが。

○ この問題は、幼稚園あるいは保育園が見逃されているといいますか、ケアされていないのではないかとということから始まったと思うんです。

それで、今日出していただいた5ページの資料を見ますと、表が4つあって、左の下の「物的被害」と書いてある表があります。この一番右の「計」のところを見ますと、岩手県では73が物的被害を受けて、そのうち全半壊が4つである。宮城は165に14、福島は152で5ということですね。

それで右の上の「再開未定の幼稚園数」というところへ行きますと、恐らく対応していると思うんですが、岩手県で全半壊の4つのうちの恐らく1つが未定である。ですから、3つは一応、再開の予定が立っているということですね。それから宮城については14が全半壊で、そのうち4つが未定ということになっています。

ですから、岩手県と宮城県は全半壊、非常に大きな被害を受けた幼稚園はあるけれども、5つだけが未定で、あとは一応、めどが立っているということなんですよ。ですから、そういう意味ではかなり問題が絞られてきて、この表からわかることは、この5つがどういう事情で、つまりお金がないとか制度が不備で再開のめどが立っていないのか、それとも

別な事情なのか。そこを調べれば、この問題はかなりクリアーになる。それから福島県については、全半壊が5と書いてあるにもかかわらず再開未定が24ですから、壊れていないのに再開できないというところがあるということです。

ですから、ここは本当に壊れていて再開ができない。原発の放射線から言えば、開いてもいいんだけど開けないというところがあるのかどうかということ整理していただいて、むしろ大きな網掛けというよりもかなり個別の問題を、場合によっては県を通じて聞いていただいて、もし何か取り組むべきことがあれば挙げていただくというふうにした方が問題がクリアーになると思います。

○ 今の話とリンクする話なんですが、実は今、校庭の汚れた土をさらおうという話を福島の方でお願いしている中で、今回、国の方で大分進展した議論をしていただいて、土壌を取るときの財政支援措置を整備していただきました。それを見ると、やはり公立の学校には比較的きちっとできるんですが、私立の方でどうしても所管の省庁が異なるとか制度が異なるということで、なかなか十分に行きづらいという、今回の話と同じようなところがございます。

それで先ほど委員からあった、制度設計といいますか、サプライサイドからの議論ではなくて、子どもたちのために何がいいかというのを考えたときに、やはり各省庁、当然いろいろな御事情はあると思うんですが、子どもにとって、災害に遭った子ども、あるいは放射線の土壌に困っている子どもの観点から見たときに、どうやってバランスを取ってぎりぎり制度設計するかという視点で、この構想会議の方からお話をいただけるとありがたいと思います。

以上です。

○ 飯尾部会長 今、委員からお話があった件、実はもう非常に個別具体的な問題で、実はここでは物すごく大きな問題があるというふうな問題提起ではなくて、個別具体的に処置されますので、ここで話題になったというだけで、実はこの問題は関係の省庁、それから県において今日も注意を喚起しておりますので、実は進んでいて、この復興の余り中心的な課題ではないように思いました、それで先ほども実はそういうふうに申し上げたというつもりでございます。余り個別の、この幼稚園をどうしようというようなことをここで話しされてもいかがかと思ひまして、それも非常に数が少ないございますし、非常に焦点が絞られておりますという御報告のつもりでございます。

○ 議長 ありがとうございます。

それでは、第1ポイントは以上にいたしまして、第2ポイントの「地域産業・経済」の方を飯尾部会長から説明いただいて、その議論の後、小休止を取りたいと思います。

それでは、飯尾さんよろしく申し上げます。

○ 飯尾部会長 実は先ほどもお話をいたしましたとおり、産業というものは非常に重要な問題で、実は私どもも、まだ結論の方に近づいておりません。ただ、余り一時にまとめて御報告すると少しよろしくないかなと思ひまして、中途段階の状況の御説明でございます。

ですので、これはあと何回かワークショップを開いてから、もう少し提言的なところに進むということでございます。

まず6ページ目を見ていただきまして、こういう形を見て、実はここでも2つのタイプの議論がありまして、農林水産業ということに焦点があたっておりますが、製造業系はどうかかんがえるのかという話でございます。

6ページの表を見ていただきますと、実は両方大切であるということがよくわかります。全国的に見ますと、この地域は農林水産業がそれなりに比重のあるところでございますが、実は製造業、例えば福島県は非常に製造業が強いところで、製造業も非常に重要な比率がございます。6ページ目は付加価値ウエイトで、電気機械などは非常に高いということでございますし、県ごとの事情もございまして、そういう点で両方の議論をバランスよくしなければいけないというのは重要な論点でございます。

それから、次のページとこのページを比べていただくと、少し統計の都合で、必ずしも箱が同じではないのでございますが、これは就業者ウエイトをしめしたものでございます。

そうしますと、やはり農業はそれなりに東北全体としては多いですし、あるいは建設業は実は就業者としては多い。付加価値はともかく、実はたくさん人を雇っているということは東北全体で見えますし、あるいは3県の特徴みたいなことも実はこれで見えるということでございます。ですので、今回はこれを基にしまして、少し地域の産業を具体的に、こういう地域はこういう特性があるので、こういう振興策を取らねばということに進んでいきたいと思っております。今回は、その頭出しだけでございます。

更に関係しますことで、実は8ページに進んでいただきますと、これは農業あるいは農村関係でございます。

実はこれも今、ワークショップをしておりますので、少し提言のようなものを考えつつございますが、その前提として、今日、このことだけを御理解いただきたいということでございます。つまり、農村を復興するため、農業が何とかならないといけないわけでございます。それには幾つか違う方向性がありまして、その組み合わせが重要ではないかということでございます。

戦略1が高付加価値化でございまして、6次産業化とも言われますけれども、出口とつないで、できるだけ高く物が売れるようにするというので、ただ、つくるだけではなくて、ブランド化などをしまして、できるだけ稼げるようにするというのが第1の戦略でございます。

第2の戦略があって、これがよく話題になります低コスト化で、例えば土地利用型の農業、水田の稲作などはやはり広い場所があれば低コスト化されるということがあるわけですので、こういう方向性もございまして。

あるいは第3には、農業というだけではなくて農村ということを考えますと、農家の皆さんがほかの仕事もして経営を多角化するというので豊かな暮らしをするということも重要な論点で、農業だけではなくて、その関連するもの。ここはたまたま例として挙がって

いるものはグリーンツーリズム。これは観光と一緒にするということですし、あるいはバイオディーゼル燃料というものは、先ほどの再生可能エネルギーで実は雇用を生み出すということと関係しているわけでございます。

そういうことの3つを組み合わせるということで、実は地域によって、この組み合わせが可能なところとそうでないところがございます。広い平野部であれば戦略2が可能でございますけれども、そうでないところに戦略2を言ってもなかなか難しいということ。ただ、広い平野部であっても戦略1と戦略2、例えば平野部でも、ここに出ておりますけれども、非常にイチゴでもうけておられる方がおるところと、そういうところは、イチゴというのは余り広い面積は必要ではありませんし、水田の稲作といいますと、同じ集落でも違う作物を分けていて、共存が可能でございます。

そういうことを考えますと、実は集落単位の話し合いということを上書いておりますけれども、これは上から押し付けるわけにはいかないものですから、共存可能で、住民の皆さんがそれぞれ違う思考を持っていたときに、共存可能なプランを提案することによって実質的に、例えば大規模化が可能になるというようなことを今、少し考えておるところでございますし、そういうことが不可能な、例えば三陸の浦々に小さな農地が広がっているところ、今回被害を受けておられますが、そういうところの農業・農村も復活するというのはそれぞれ考えたいと考えまして、今、具体案を練っているところでございますので、次の機会にまた御報告するつもりでございます。

それから、9ページ目が水産業関係でございます。

ただ、水産業は実は産業としてももう少し考えないといけない。ここでも出ておりますように、漁業だけではなくて加工業も含むものですから、今、そのことを具体的に検討しております。ですので、この産業全体ではございませんが、とりあえず漁港に絞った御説明をしたいと思いましたのは、例えば宮城県からも岩手県からも御提案もございますけれども、地形とか機能分担を考えるとそれぞれ少し違いがあるということがこの絵でございます。

つまり、全国的な生産・流通の拠点として、全国や世界を相手にしている巨大漁港という部分と、次の「地域水産業の基盤としての漁港」という、地先の漁場を使ってやっているという、裏でさまざまな貝を捕ったり養殖したりという、この区別をして議論をしないと、これはなかなか再生といっても難しいということで、少し絵にさせていただきまして、右の方に、こういう大きなところに集約するというのはこういうイメージでございます。大きな拠点をつくって、ほかのところから陸送したりして、そこから集めて、加工して出していくということでございます。ただ、これは漁場が沖合にあって、そういうところから持ってくるというイメージでございます。

それに対して、地域の具体的な「地域水産業の基盤としての漁港」というふうになっていきます。こういうものは下の方に書いておまして、やや小さ目に書いておりますけれども、こういうところと言う集約というものはまた違う話で、こういう地域の消費地に持つ

ていくというところに幾らか集約はいたしますけれども、それぞれ生産の拠点が要るということでございますから、その上の話と下の話を区別して両立するように考えるということでございます。

そういう点で言いますと、今後の復旧・復興も、全国的な赤の蛇の目の方は、やはり一刻も早く再開しないとイケませんし、高度化というものは物すごく重要な課題になっていきます。

それから、地域水産業の方はそれぞれ事情が、地形とかやっていることによってさまざまでございますから、地元でそれぞれ考えていただきながら、こういうところは逆に言いますと、拠点と言っても、例えば防災施設等の関係などということも考えていかないといけないということで、具体的にそれを検討を進めるべきだろうということで、次回にはもう少しそれを具体化して、産業としてどうするのかということについて御報告したいと思っております。

産業関係は以上でございます。

○議長 大変面白い図を含めて、ありがとうございます。

それでは、これに関連して、どなたか御意見はございますか。

○ 水産について一言申し上げます。この9ページの図の中で、ちょっと私は聞き間違えたかもしれませんが、小さい方の集落のところの集約化がなかなか難しいと聞き取れたんですが、私はむしろ小さいところの集約化の方こそやるべきだと思っております。地域におけるコミュニティは維持する必要があるって、当然そこをどこか集約化して移転せよということではありません。それは地域やコミュニティを残すということ。ただ、小さなところへの漁港というのは、今、道路も随分発達しておりますので、例えば考え方として15分で通勤というか、あるいは20分で行けるとか、そういう発想でいくと相当集約化できるかということがあります。

それから、船の着くところは、実際に私もしょっちゅう乗っているのわかるのですが、小さな小船でもって、その場から沖へ行って、その沖にそれなりの大きな自分の船に移り移って、そこで仕事をして、持っていくところは別の場所の拠点的な工場に持っていくとかいうのが実質的にあり得るわけで、何も小さなところ全部に岸壁をつくって、そこにまた工場をつくる必要はないと思います。大きなところは大いにどんどん拠点化できるが、小さなところはなかなか拠点化できないという必要はないと思います。

○飯尾部会長 おっしゃるとおりでございます、実はそれが次回に申し上げます。ただ、これは結局、下の絵を見ていただくと、丸に大小をつくっております。実は放っておくと丸が全部大きな丸にするということ、小さいところと大きいところで分担するというのうまい言い方を考えているところでございます。地元の方の了解を得ながら進めるということでその説明を考えているところでございますので、それなりの相対的な集約化というのはございますが、一挙にというよりは、そういうイメージでございます。

○ 小さな集落をどういうふうにまとめていくかというのは、一つの考え方が要ると思う

のですが、例えば小学校1校ができる程度の住民の数というか、そういうものを指すというか。そうしないと、産業とかだけで決めていいものではないと思うのです。だから、次のまちづくりとこれもリンクしていると思うんですね。ですから、その共通の単位的なものが要るのではないかと。防災のことを考えても小学校というのが一つの地域の単位になりますので、そういうものを基準にするということを目指していただけたらと思います。

○飯尾部会長 これもおっしゃるとおりでございます、その観点からワークショップをしてから、そのことを申し上げたいと思っております。ただ、これは実際はこの地域は結構高齢化しております、余り一律にするとかなり大きくなるものですから、そこを次回にじっくり調べたいと思っております。

○ 今回の9ページの話は漁港に絞って、漁港を維持している集落はまた別な話だと思うんですが、実態は一つの集落が幾つも漁港を持っている。古い漁港もまだ使っているとかなしいのができたとかいうことで、確かに数がかかなり多いということがあると思うんです。そうすると集約するというのは直感的に出てくるテーマですけれども、やはりその集約をした方がいいということ、あるいは加えて集約するメリットというのか事業的にも示されている必要があるだろうと。それは最終的には集約された方が使い勝手もいいし、高機能の漁港を使えるんだというゴールのメリットとプロセスのメリットが両方あると提示していく必要があると思うんです。その辺りの制度論というのがないと、全部直すのが大変だから半分にするとかいうことではなかなか、第一段階ではそうなるけれども、第二段階でまた元に戻っていくということになっていくと思うんです。そのこのところの理論武装といえますか、きちんとした整理が要るのかなと思います。

○飯尾部会長 その検討をしましてから、その部分を報告したいということで、今日は漁港だけの話にしたというのが実際のところでございます。御指摘は、そのとおりでございます。

○議長 この絵を見れば、岩手県の三陸海岸を思い浮かべられるんですが、岩手県ではこういう問題はどういうふうにお考えですか。

○ 私どもは漁協単位あるいはコミュニティ単位のこういった話をしていますが、コミュニティあるいは漁協と漁港とは少し分けて考える必要があろうかと思っております。岩手県の場合は漁港は111ございますが、漁協は20ちょっとでありますし、全国的にも漁港は3,000くらいありますが、これは皆さんひょっとしたら全部整備されているとか、全部に国の予算がつけ込まれていると誤解されているのかもしれませんが、実はかなり既に重点化は漁港についてはされていると私どもは思っております。

ですから、先ほど部会長がおっしゃったように、漁港の整備に当たって今の既にある程度拠点化されている、小さな漁港の中での拠点化されているところを一つの核としながら、それぞれの地域ごとに、例えば防災施設などはコミュニティと直結するものですから、漁港でつくられている防波堤ですとか、あるいは防潮堤ですとか、そうしたものを念頭に置きながら、コミュニティ単位で考えていくということが必要かなと思っております、漁

港というのはまた別の切り口かなということで、多分部会長はそこで悩んでおられると思うんですが、そういう2つを少し分けて考えていくということで整理が付くのではないかと考えております。

○ 今の学問のレベルですと、その漁港の数を並べて、津波が集中しやすいところとそうでないところの順番を付けることは可能です。ですから、どこに集約するかというのには是非、今はどういうふうに津波に問題を考えるかというのは専門家で議論をしているのですが、要は70年とか80年に1回ごとに必ず津波は来ますので、あらかじめ津波の常襲地帯のようなところの漁港はできるだけ避けるとか、そういう学問的な成果も集約のところには是非反映させていただいた方が、沖合いの地形と海底地形と湾岸の地形で津波の大きさは決まります。今回も沿岸方向に随分、津波の高さにばらつきがあるのではそれで出ていますので、その辺を地元の方を説得する材料として、客観的なものとして使っていただいたらいいと思います。

○ 議長 興味深いですね。こういうところでないと、なかなかそういう知識を現地に提供できないでしょうから、参照していただくというのが大事なことだと思います。

○ 私の母の里は石巻の漁民でして、今度の震災に特別深い悲しみを覚えるんですが、やはり日本の文化の原型は縄文文化です。縄文文化は、人類のもっとも古い文化である狩猟採集あるいは漁労採集文化の一つですが、この文化が周囲を海に囲まれた日本で特別に発展した。その文化的産物が岡本太郎の絶賛した縄文土器です。そして弥生時代に稲作農業が移入して、日本という国家ができました。縄文文化を創造した漁民の人口が今は日本の全人口の0.3%ということですが、日本文化の基層である縄文文化を大切にしなければならぬと思います。日本食と言えば、刺身ですが、世界の文明国のなかでも日本ほど生魚を好む国はありません。そして刺身とともに寿司が日本人の好物ですが、上に生魚が乗っていて、下がお米である寿司は縄文文化と弥生文化の総合を意味します。今、刺身や寿司などの日本食が海外で流行しているようですが、このような日本の食文化を宣伝して、漁業を盛んにしていくことが必要ではないでしょうか。

○ 漁業の前に話された産業就業ウエイトのところコメントをさせてください。まずこのように整理していただいて、とてもありがたいと思うのですが、一つはこのように形で産業別に例えばどこで付加価値が多いであるとか、どこで就業が出てくるかということの次の話というか、あるいはより現実的な話は釈迦に説法ですけども、産業連関表的な考え方です。つまり個々の産業の中で雇用が付いたり、付加価値が付いていくだけではなくて、例えば再生可能エネルギー産業が興されたときに、それが派生的にいろいろな産業に付加価値や雇用を生み出していく。そういう視点で整理していただいた方がより現実的かと思っておりますので、多分連関表の専門家は部会や政府にいらっしゃると思っておりますので、やっていただければと思います。

先ほどの雇用の点で念のために付け加えますと、今日の議長提出資料の中にも時間軸というのがありますが、時間軸的に言えば勿論、最終的には、生産からの派生需要と

いう形で雇用が出てくるわけですが、その前の緊急の段階においては公的需要が専らということも事実です。しかしそれもやはり公的な生産活動から雇用が出てくるということで、そういう面でももちろん産業だけ、民間企業だけではなくて、そういう時間軸の問題でいえば当面は公的な部分から雇用が出てくるということはありません。しかし、本格的な復興の後には勿論、産業の再生なしには雇用が出てこない。そういう趣旨でございますので、飯尾部会長が言われたように、両方にかかっているというのはそのとおりだと思います。

○ 実は2日ほど南三陸町を歩いてきました。漁業をやっている方たちとか佐藤仁町長とも話をしてきたんですけども、小さな漁港を持っている小さな集落が軒並みやられているわけですが、そこにもう一度漁港をつくり、集落を営むということに対する執着はなくなっていると思います。つまり高台移転ということに対する抵抗が余りない。それほど途方もない被災に遭っているということだと思います。ですから、地域の拠点的な港を集約して整備するということに対しても、思ったような抵抗はないのかもしれない。そのときに何が一番必要なんですかと私は問いかけました。そうしたら、やはり国有化をしてもらわないと始まらない。つまり高台に移転するにしても、港を整備するにしても、その議論を抜きにしては始まらない。このペーパーを見ていても、そのことには勿論触れていないんです。

ですから、私は漁港の整備というのは高台移転の問題とか、その浸水した土地、被災した土地を国有化とか公有化とか、どういうふうにするのか。高台にインフラを整備して住めるような環境をつくるとか、これはセットで考えないと、拠点となる漁港を整備するという問題だけではなくて、全部連動していると思いますので、是非この国有化ということをどのようにやるのか、やれないのかということ、この復興会議はきちんと議論をして提案するべきだと思います。それができれば、漁民というのは相当チャレンジ精神の強い冒険好きな人たちですから、どんどん乗り出すだろうと思います。

○議長 国有化というのは、今まで自分たちが住んでいた家、土地がやられたということ、を国に何らかの形で公営化してもらって、そして高台の町も国の経費でつくってもらいたいということ。

それから、漁業そのものも国有化ということをおっしゃったんですか。

○ それは委員がいろいろな提案をなさっていますし、ケース・バイ・ケースみたいなところもありますので、議論だと思いますけれども、とにかくあれだけ被災が激しいと、それを復旧してというふうには、漁民の方たちもどうも思えない。むしろ、地域によっては、閉村式をやって、どんどん解散しているところが現れていますから、そういう現実に対してきちんと我々が対応しないといけないと思います。

○ その関連で言えば、国有化の問題は、漁業に関連して考えるというよりは、今度被災地全体についてどういう具合にするのかという観点が必要ではないと思います。例えば農業をどうするんだということにもなるわけですね。今の田んぼはしばらく使えない。それなら当面、国有化して考えるのかなど、国有化の議論はもう少し幅広く、被災地全体をど

うするのか。当面、特区でやるというやり方もあるでしょう。そこは漁業に余り限定しない方がいいと思いますね。

○議長 最終的に高台に移ったら、それはやはり個人の所有物ということは期待されるんでしょう。そうでもないんですか。

○ どうなんでしょうね。

○ 今の委員のお話で、これは農業の人たちには何かお話を聞かれましたでしょうか。農業の人はまた別かなという気がするんですね。

それと、今の委員のことで、昨日テレビを見ていてなるほどなと思ったのは、余りに変わってしまって、もう悲しくない。もう余りにも壊滅してしまったので、これがちょっとでも何か残っていれば、悲しいとか、すがりつくという思いもあるんですが、ここまで変わってしまうと、もう悲しくないですという言葉が結構何人もおっしゃっていて、今、委員がおっしゃったことと、そこは非常に重なるところがあったんですけども、漁民ではなくて、今度農家の人たちというのはまた全然違うので、もしお会いになってお話を伺っていたらどうかなと思いました。

○ そこまでまだ聞きかけを始めていないんですけども、ただ、今のは三陸海岸の山と海が直接出会うような、ああいう漁村の話なんです。ですから、宮城のような平野部の農村とまるで違うと思います。福島の場合は、入れなくなっている地域があるとか、また違う条件があるので、考えなくてはいけないと思います。

ただ、委員が言われたように、この問題は確かに漁業だけではなくて、では、南相馬の裏の壊滅している農地をもう一度干拓してやるのかというのは多分無理だろうとか、その土地をどうしますかといった議論も含めて、そこをこの復興会議がきちんと決めないと、多分動き出さないんだと思います。

○ 今から言うことも全部関係してくるんですけども、例えば社会インフラの中で鉄道の復旧・復興はどういうふうにするのか。岩手県からは、三陸縦貫自動車道と東北道を結ぶラインの早期着工というあれは出てきましたけれども、三セクのやっていた三陸リアス式鉄道などは壊滅的な打撃を受けているわけです。これをやり直さないのか。今までだと、全国的に地方鉄道は、例えば JR 西日本のルートも東海のルートもそうですが、個別的にやられても随分復旧に時間がかかっているんですよ。九州とか中部地方で 10 年以上かかっているところがあるのです。

この鉄道をどうするのかということは、とても大事な考え方だと思うのですが、今、どこからもそういう話が出てこないんです。もう全部道路で行くのかということですよ。物流はそれでいいかもしれませんが、では、まだ過疎が進んでいくのに、子どもたちは学校にどうやって行くのだとなったら、バスで行くのかとか、その辺ちょっと見通しは要るのではないのでしょうか。

○ 済みません、ちょっと話を戻すようですが、各市町村がまちづくり、復興計画をやる時の土台となるのが、浸水したいろいろな地域をどうするかということで、基本的には

あえて国有とは言いませんが、公有地化ができるかどうかというところにかかっている、この部分の基本的な姿勢が出てこないと一歩も進まないんです。どうやってつくっていくかということで、幾つかの選択肢もあると思います。1つは鎮魂の森という形で、これは民有地の上のところ、鎮魂の森をつくるのはとても思わないので、やはり鎮魂の森といったときは何らかの形で公有地だろうと思います。

それから、いろいろなところで公有地化してもらわなければいけないということは言っているわけです。これは大きな地形全体の自然の中では国有地ということで明確に位置づけられるところもありますけれども、個々の地域においては、それぞれの市町村あるいは県の判断ということも出てくると思います。そういうところでは、市町村とか県に独自の財源を与える。例えば戦略的な交付金というものを与えて、その中で、私のところはここを公有地化していきますとか、そういうことで進めていくとか、何かそういうこともできるよというメッセージを出さないと、ほかのどこの地域も一歩も進まないと思います。

○議長 検討部会で検討を始めているのではないですか。

○飯尾部会長 今、両委員から出た話の両方にお答えいたします。

鉄道については、次回御報告するときには、そういうことは総合的に御報告できると思います。

それから、今、委員から出た問題は、実はこれが一番難しく、今日はその途中の何を検討しているかを御報告いたしますが、これを精力的に今、検討を続けているところでございます。土地の問題が一番難しゅうございますので、これは最も中核的なものになると考えておりますが、まだ現段階では、どういう手段か。実は、今、お話に出ています公有化、国有化も手段の1つでございますが、その手段を取ることが、本当に再建につながるかどうかということを経済的に検討しております。これは地形の問題もございまして、所有権の構造の問題もございまして、それをきちんと検討してから、御報告するつもりでございます。今日はこの後に、どういう順序で考えているかということを経済的に御報告する予定です。

○議長 検討中だということですね。

○ 国がこのことに関する方針をしっかりと出すことは大切だと思います。委員が行って来られた南三陸町などの場合も、それが出てくれないとどうしようもないということがあるんだと思うんです。例えば町長が亡くなってしまった大槌町もそういう状況だと思いますが、一方では、すでに組織を立ち上げて、町の復興をどうするか、港の復興をどうするかみたいなことを先行して話し合っている自治体がありますね。その話を聞いていますと、今年のカツオはともかく、サンマは逃したくないみたいな話になっていまして、それを聞いたときに、宮城県、岩手県で獲るカツオは福島県沖を通っていくんですが、大丈夫なのかなという思いを持ったんです。これは笑い事ではなくて、サンマは北から来ますからいいとしても、本当に今年のカツオは大丈夫なのかというのは、何らかの実験をして、場合によってはあらかじめ今年はやめておいてくださいと言ったほうがいいのかもしれない。

物すごくサンマ、カツオに夢を広げていますから、あらかじめ言っておいていただかないと、獲ってみたらだめでしたということでは済まないと思うんです。ちょっと本筋ではない話ですけどもね。

○議長 恒久的に、今年つなぎとして非常に切実な問題だそうですね。

○ まず、農水産業では色々な問題があります。国有、私有、公有、いずれにするのかという所有の問題、集団で働くのか、個人で働くのかという経営の問題、サラリーマンとしてやっていくのか、家族でやっていくのかという労働の問題、高台に住むのか、港のそばに住むのかといった生活の問題など、非常に多様だと思います。

部会長が書かれたことの中で大事なことは、集落単位で徹底した議論をしてくださいということです。国有化しようという結論はなかなか出ないだろうと思いますが、国有化のオプションも与えながら議論していくことは大事です。ただ、オプションの在り方についてはわからない部分もあります。それは国が出す前提となっているのかもしれませんが。ケーススタディをやっていかないと、1つの結論にはなりにくいのではないかと思います。逆に、これまでの経験で言えば、オプションは多様な形の方が作業は進むと思います。

○議長 それは飯尾部会長のところで、今、検討を進めておりますので、その答えがわかるような、先ほどの被災者に受け止められる仕方での説明を我々はしなければいけないですね。集団移転促進法何条とか言われて、それとこれの組合せがどうかというと、こちらの官庁街のプロの人はそれでびんと来るんですよ。ところが、何のことだか、実際のところ何がケアされたのかさっぱりわからないということでは困るので、我々の方は、国民と被災地にわかる言葉で、何か注記するような形で、そういうプロの用語が説明されているというのは結構ですが、そういう対象が必要だと思います。

そのほか、このセッションについてございますか。

○ 漁港と水産加工業も一応対象に含まれるわけですね。

○飯尾部会長 勿論、これは水産業の中から漁港だけ取り上げてきたものであります。

○ 水産業全体を対象としているんですね。

○飯尾部会長 しております。

○ 水産加工業というのは、工場をつくって、そこで加工するわけですね。その工場をつくる場所については、例えば仮設工場をつくって、これは無料で借りられて、使えるわけですけども、更にそこに設備投資を低利融資とか、あるいは補助金を使って整えるという制度が、既に動き出しているんですね。だから、これをうまく使って、そういう事例が出てくるということが必要だと思うんです。

結構、現場では土地が要るわけですよ。その土地も安全な場所につくりたいと。水産加工場といっても、港のそばに必ずしもつくる必要はないんですよ。トラックで運んでくるということもあるわけですからね。だから、そういう意味では、安全な場所につくろうとすると、住宅を復興する、あるいは仮設住宅をつくる場所と、ある意味で取り合いになっているわけですね。それがばらばらにそれぞれ要求が出てくると、やはりなかなかどう

収めるかというのが難しいということがあると思うので、先ほどここで集落をどう再編するかという議論も出しましたが、これは住宅の問題ですけれども、そういう集落と産業というのは一体的に議論して、方向性を提示するという必要になってくるのではないかなという気がします。

○ 1点お願いしておきたいと思います。

農業につきましては、このとおり宮城県も動いております。実際、個別に被災をされた農家に確認をいろいろ取っております。農業を続ける気がありますか、ありませんか。続ける場合は、同じ場所でやるつもりですか、別の場所でやるつもりですか、集約化を進めますか、協力しますかということは今、一つずつ図っているということです。除塩するのにかなり時間がかかりますので、そういった作業を進めながら、大規模化、集約化して、経営効率を上げて、低コスト化を図っていきたいと思っています。

漁港につきましては、今回の一次補正で国の方でたしか8,000億円程度の補正予算を公共土木施設ということで組んでいただいております。もう査定も始まっております。すべての漁港140に全部やられました。元に戻すには莫大なお金がかかるので、これはある程度集約化を図らなければいけないということで、宮城県は、まず方針を示しまして、気仙沼、石巻、塩釜、女川、志津川の5つの大きな漁港をまず集中的に整備しよう。そして、沿岸の拠点漁港も逐次選定をして、集中的に整備をするということでやっております。

県と、特に市、町が漁民と直接交渉しますので、非常に大変なんです。当然皆さん、自分のところだけは戻せと言いますから、その中でかなり集約化をしていかなければいけないということで、相当大変な作業をこれから待ち構えているわけですので、是非そういった宮城県の方針を踏まえながらの答えを出していただきたいと思います。皆さんの意見を十分に踏まえて、皆さんが納得する形でとなると、なかなか難しいと思います。その点だけ、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長 ここは個別の関心、意向、立場を代弁する機関ではなくて、全体的観点で我々は国家の制度設計を考えますので、ただ、現場を踏まえない制度設計は全くむなしいものがありますので、今の委員からの農家へのアンケート結果なども是非教えていただきたいですし、県での漁港の集中選択のプロセスも我々は踏まえたいと思いますので、是非周知をよろしくお願いいたします。

(休 憩)

○議長 引き続き飯尾部会長の方から第3論点のまちづくり、防災を中心にお願いいたします。

○飯尾部会長 引き続きでございます。先ほど申し上げたとおり、実はこの部分が私ども検討の非常に中核でございますが、ただ、大変難しゅうございまして、そんなにすぐにこれということを行うと非常に誤解を与えることにもなりまして、先ほどから出てきたさま

さまざまな言葉についても、注意深く考えております。

そこで今回は、現在こんなことを検討しておりますというので、結論がなくとも恐縮でございますが、順番にお話をいたします。10 ページのところにありますのは、とにかく災害に強いまちづくりということは一番大切でございますので、その新しい考え方、減災ということも含めてどういうふうにするのか。あるいは被災状況、地形等を類型化しないと、私どもがこの場所はこうせよということは言えるわけではありません。地元がお選びになるわけですが、ただ類型化しないといけないので、少し細かい類型化をして考えていくつもりでございます。

その上で、そういうことを実現するためには、土地利用規制とか移転ということ、土地の利用の転換でございます。それをどう考えていくのかが次に課題になりますし、それを地元の皆さんはどのように話し合いをすれば結論に至るのかと。いつまでも話し合いをして結論が出ないでは再建できませんものですから、その支援の仕方を考えるということでございます。

そこで、11 ページ、これをごらんになっても随分ややこしいのでございますが、私ども議論しているのはもう少しややこしい図表でございます。少し簡単にいたしました。

これはどういうことかと言いますと、地域類型、もっと細かくするのでございますが、11 ページは沿海都市部と漁村が津波で被災した。どちらかというリアス式の石巻以北のことを念頭に置きながらでございます。

実はこれにどういうことが必要かというのはいちいち読みませんけれども、左側に書いておまして、右側に今ある可能な制度。制度の解説はいずれもう少しまとまりまして簡単な形でいたしますが、実はさまざまな制度が用いられております。

しかしながら、今の感覚で言いますと、さまざまな制度、これまでやったことのないことをするときに現行の制度だけで大丈夫だろうか。足りないことがあると新しい制度が必要だろうかということを今、検討しているところでございます。ですので、いちいちはいたしません、これも表を見ていただくと、この表は画期的でございます、国土交通省と農水省で1枚の紙をつくっていただいたんですが、ただし、まだ破線部が残っております。しかしながら、これを乗り越えて破線部で同じ表の中に入るところまで今回進んでおりますので、更にそれを乗り越えてちゃんと考えるということで、暮らしの面と土地利用の面をきちんと一緒にして、これまでのことを越えた何かができないかということを考えているということでございます。

余り細かくなりますので具体的なことは解説いたしません、12 ページ目は上の方が平野部で広大な農地が広がっているというところ。いつか宮城県さんからお話があったように、二線堤等をつくるということですが、この二線堤にするのか一線堤をかなり強固にするかで住民の合意のとり方は大きく変わっていきます。農地としての価値が違いますものから、そのことはしっかり考えないといけないと考えておまして、将来の合意形成を見越して少し検討しているところでございます。

こういうところでしたら、農地と宅地をどうするかということも、現在、地図などを見ますと実はいろんなことを考えないといけないけれども、本当にこれは地権者の方は合意できるのかということを考えながら少し検討しております。

真ん中より少し下に、我々はほとんど議論しておりませんが、内陸部の地震動によって被災した地域。宅地が崩れる等あるわけですし、これをどうするかで、比較的これはもう既に進みつつありますが、既存の制度がございまして、それを何とか応用して勧めたいと思っておりますし、あるいは液状化。これはかなり広い範囲にございまして、そういうところをどうするかということもございまして。

最後に、実はこういう土地利用規制のことはすべて原発地域については、それについて原発地域固有の難しさが出ますので、まず上の問題を一通りやりまして、例えば原発地域でも同様の災害、津波被害などが出ておりますが、それに加えてどういうふうにか考えるのかという順番でものを考えたいということで、今、こういう制度の整理をしてどこまでできるんだらうということが多面的に検討しているところでございます。

13 ページ、これは場所ごとにやったのでございますが、今どんなことをやっているのかを見ていただくために、概念的に、例えば土地利用規制というのはこういうふうに分かれております。つまり漁港、港湾、海岸、市街地、農地、森林、自然公園というふうに分かれてばらばらに規制がございまして。

ですので、これを一体的にしないといけないんですが、高台移転をいこうとすると、農地であれば宅地を農地と交換。これまで余りそういう制度はなかったわけですが、今回考える。あるいは森を切り開くとかということになりますと、森林法の関係がありますし、それがたまたまこの地域で国立公園等になっておりましたら、それとの規制が必要になってくる。漁港という話を先ほどいたしました、漁港と港湾と言って同じように見えますが実は所轄が違うわけがございまして、その後の市街地と当然漁港は接していたりするわけがございまして。

そのままの地形でありましたらそれぞれ復旧すればよろしいわけですが、それが水にかかっている云々の話があったときには総合的に見ないといけないので、制度間の調整が最大の問題になってくる。結局これは下に書いておりますように、手続一本化ということ。それぞれの制度は利用があつてあるものですから、全くなしというわけにはいきませんが、手続を一本化してばらばらに言いつつまでも解決しないということはないように、どういう一本化の仕方がいいのかということ。これは国、県、市町村というさまざまなお立場がありますので、どういう一本化がいいのかというのを今、検討している最中でございます。

ですので、そういう形で事業がどういうことをしたらいいのかと前半のところでお話をしました。そういう事業をしようと思うと利用規制を合わせていかないといけないということです。そうすると、可能な事業と手続の関係、両方からきちんとやっていくということでございます。

これに関連して幾つか難しい問題もございますけれども、今のところそういうのは全部洗い出して、地形などにも果たして本当にそれが成り立つのかどうか考えた上で御報告したいと思っております。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。我々がいかに大変なことに立ち向かおうとしているかということがよくわかる一覧表でございます。

いろんな省庁のものを合わせていただいて、紙で見えるようにしていただいた。そういう事情をまず現行制度の下での対象範囲のようなものをここで一覧で見えていただいたわけですが、我々の関心は当然ながらどうするかということで、これは今後また検討。ただ、もう一つの特区的なるものに今のところを議論したら必ず行くと思うんです。ですから、特区のことも併せて説明していただけますか。

○飯尾部会長 それでは、次に14ページ、「いわゆる」と書いておりますのは、さまざま提案されているものはこれまで日本にあった特区とは違うものも御提言がございますので「いわゆる」にしております。

これはどういうものかということ、ここに書いてありますとおりに政府が特定の地域、ですから特区でございますが、特例とか支援措置、例えば規制は後で出てきますが、規制・制度の特例、財政支援、税制支援等を集中的に講じるということでございます。

そういう点で言いますと、これは何と対応しないといけないかと言いますと、一般的な対策に対して特区ということでございます。ですから、さまざまな対策をとるわけでございますが、今回とる対策の中で特区がどういう位置づけになるのかということがここで考えないといけないことだと思っております。

そういう点では、我が国では沖縄振興に係る特区と構造改革特区、総合特区というのが関連法案は審議中でございますが、3つの例があるということで15ページに移っていただくと、こういう概念的にさまざまな特例と言ってもどんなことがあるのかということでございます。

沖縄振興については、税制と金融の支援がなされた。構造改革特区では規制を中心にやったということで、現在審議中の総合特区制度では実は規制・制度の特例措置、税制支援、財政支援、金融支援、それぞれ含むという形になって、この中から選んで申請するという仕組みになっておるわけでございますが、こういうことでございます。

ですので、こういうことを念頭に置きながら、どういう項目がこれに当てはまるだろうかということを考えないと特区は考えられないということでございます。

とりわけ16ページに、特区というのはごらんいただいたように規制が非常に中心になっているわけでございますが、規制・制度と申しまして幾つかのことがございます。

一番わかりやすいのは基準の特例でございますが、ほかの地域では認められないことがその地域では認められるということでございます。

次に、今回も災害ということで非常に大きな意味も持つと思っておりますのは、真ん中の手続

の特例というものでございまして、簡素化する。普通はなかなか面倒くさいけれども、簡素化するということを一定の設備、地域に認めるということです。

もう一つは、権限の特例ということで、例えば国でやっていることを市町村ができるようにするというたぐいのことがございまして、今回もそういうことはあり得ると考えておりますが、そういうことを検討するというところでございます。

そこで、そのときに最初にお話をしましたところに戻る格好ですが、17ページに整理しておりますけれども、下に絵がかいてございまして、時間軸と空間と言いますか、地理的範囲というのをしております。結局、いわゆる特区というのは、①の左上のところございまして、今回の被災地域限定として、時間も限定して地域も限定するというのが特区でございますが、とりあえず右下の方はいつも一般的にずっとやっていることでございますが、今回やらないといけないのは、②とか③ということもございまして。例えば災害に適用する場合に、今回特区でこの場合だけやると類似の災害が起こったときに、また対策がないということになってしまいますので、次回の災害も考えてやるということがございまして。あるいは今回の災害で対象地域以外にもさまざまなことが起こっておりまして、一般的に考えないといけないことは②の方で考えないといけないということでございます。

そういう点で言いますと、やはり特例法の特区ということ以外の制度の中でどこに落とししていくのかという議論が大変重要でございまして、中身に依じてということでございますので、特区さえあれば何でもできるというわけにはいきません。

例えば1つの例を挙げますと、先ほど特区の話で特定の地域に特例的に有利になるような取扱いをするということでございます。ところが、今回の場合、土地の利用規制を考えると、規制を強めないといけないという私権制限という話がしばしばありますが、そういうタイプのものが特区にふさわしいかと言うと、そうでないわけです。一応日本国民平等に権利、義務があるところを制限すると、一般的な条件を定めて災害のときはこういう制限がかぶるという形の立法をしないといけないことになるものですから、すべてが特区では恐らく解決はできないことがあります。ただ、とりわけ特区で具合がいいだろうと思われるのは、これまでやってきたように産業振興的に少しこの地域を有利にするというタイプのことであれば非常に特区になじむということです。つまり、すべてを特区では収まりませんので、具体的にこれは特区でこれは一般法でと仕分けをすることが必要であろうというのがとりあえず今日の段階での御報告でございます。

○議長 ありがとうございます。大変枠組みのようなものが鮮明に提示されて、十文字の表なども有用だと思います。

議論に入ってください前に委員から特区に関連した御提案が今日、出ておりますので、それを先に伺った方がよいと思います。

○中鉢委員 それでは、私の方から委員限りとしているお手元の資料に基づきまして説明させていただきます。

資料の1ページ目に結論めいたものを記載してございますけれども、要は今、飯尾部会

長からお話ありましたような特区について、復興構想会議が一刻も早くメッセージを出すべきであるということです。被災地全域を被災復興特区に指定し、規制や制度、税、財政、金融あるいは行政事務などの面で、まちの復興、産業の復興、インフラ整備、そして雇用に至る問題を包括的に扱い、機動的に問題を解決していくことの提案です。

2 ページに、復興における課題を整理してみました。復興全体を考えたときに、まず1 つはハコモノを元の状態に戻すものも事実あり、次には戻すだけではなく被災を繰り返さないための策を施すもの、新たな価値を付加するもの、という方向性が考えられ、おののに課題があるというのは皆さん御承知のとおりです。

また、議論の中心の1 つであるエネルギー問題を例にとりましても、御承知のとおり、さまざまな課題がございます。火力発電への依存を高めることは、低炭素社会への流れに逆行いたしますし、再生可能エネルギーの期待は非常に大きいですが、現状では残念ながらコストや供給面からそのままでは主要電力にはなり得ません。「復興構想7原則」にもあります日本経済の再生を考えた場合に、国内産業の国際競争力向上は非常に重要であります。2010年のエネルギー白書によりますと、日本の産業用電気料金は現在、アメリカ、フランス、韓国の1.5～2倍であり、この上に再生可能エネルギーの増加によるコストが電気料金に上乘せされるとこの差がますます大きくなり、特にグローバル競争を展開している国内企業への影響は少なくありません。

次に復興に向けて多くの課題はございますけれども、これまでに経験したことの無い広範かつ壊滅的な被害をこうむった地域の復興には、従来の延長線上で対応することは不可能だということは飯尾部会長のおっしゃったとおりでございます。

また、グローバル競争が激化する中、時間的なロスには日本の衰退を招きかねません。被災地の復興と日本の創造に向けた施策を大胆かつ効率的、効果的に推進するために、これまでの復興構想会議の委員や産業界から提案されてきた特区の活用が有効であると考えられます。

4 ページ、ここには主な課題と対応を整理させていただきました。大変手前勝手な意見でございますけれども、あくまでも私個人の印象ということで御容赦いただきたいと思っております。

産業界は、国が全体ビジョンを示すといった提案を期待しておりますけれども、国はどうも産業界からの個々の提案に頼っているように思います。また、自治体は特区推進の主体でありますけれども、戦略の策定が不得手であるためか、特に有識者の意見に強く影響されまして、特区のプレイヤーの実態を踏まえたプランが描けないのではないかと感じております。勿論、企業側にも大変多くの課題がございます。

特に、単一の〇〇特区ではうまくいかないという認識が大事だと思っております。当事者間の連携を図って推進していくことが重要です。

5 ページ、特区の検討を進める上で、分野、地域、期間など、さまざまな要素を考慮する必要がありますと考えます。これまで考えられてきた制度だけで十分なのか、あるいは新た

な制度の創設が必要なのかも含め、被災地の復興、日本経済の再生に向けた特区の議論をする必要がございます。先ほどの部会長資料 17 ページにありました②と③の検討も重要です。こうした議論を是非検討部会の方でも取り上げていただきたいと思います。

特区はあくまでも手段であり、横並びではなく、トップランナー方式で他の自治体がうらやましがるようなまちづくりを具現化するというのは 1 つの手法だと思っております。特区は有効なツールでございます。しかし、いつまでも重要だと言っているだけでは先に進みません。そこでトップランナー方式の採用を提案致します。

復興構想会議が直ちに起こすべきアクションは、特区を例えば今日の会議をもって発信することです。検討部会はその発信を受けて骨格の検討に着手してほしいと思います。更に、関係機関にこのメッセージをしっかりと受け止めさせるような迫力が必要なのではないかと思います。

以上でございます。

○村井委員 皆様のお手元に「(仮称)『東日本復興特区』の創設の提案」という、左上に概要版と書いてある 3 ページと、詳細版と書いてございます 13 ページの冊子を 2 冊お配りしております。詳細版をかいつまんでまとめたものが概要版、同じものがございます。概要版をごらんいただきたいと思います。

私、以前、ここの場で、私の考えている特区というのは構造改革特区なんですというお話をちょっとしたことがあるんですが、ここに書いてございます特区というのは、まさに今、飯尾部会長がお話しになったようなものでございまして、10 年間ぐらい限定をして、特別なエリアをつくっていただきたいというお願いでございます。

今後、この復興構想会議でどのような形でまとめていくのかというのはわかりません。個別・具体的な形で、こういう特区をつくるべきだというまとめ方をするのか、大枠で、東日本特区というようなものをつくれればいいというぐらいの提言にまとめるのかどうかわかりませんが、私といたしましては、この提言は政府の政策決定に大きな影響を与えますので、できるだけ個別・具体的な内容にさせていただくと大変ありがたいと考えておりまして、そういった意味も込めまして、今日、具体的なものを持ってきたということでございます。

こちらに 1～8 までございます。簡単に話しますと、まず、1 は、復興まちづくり推進のための特区で、高台移転・職住分離の推進について。あと、公共土木施設の再整備の推進についてということで、規制の緩和と財政的な面、こういったことについて書いているということでございます。

阪神・淡路大震災と今回の大きな違いは、阪神・淡路大震災は地震で倒れた建物をきれいに片づけて、もう一度建物を建てればよいということです。造成をする必要はほとんどなかったんですが、今回は、岩手も含めて三陸地域は、新たな高台に移るとなると造成しなければいけません。この造成に関して、実は補助スキームがございません。ほとんど市町村の費用ということになりますと、それだけで市町村は財政破綻してしまいますの

で、こういったことにつきまして、来週、もうちょっと具体的にお話ししたいと考えております。

2つ目は、民間投資を促進するための特区でございます。これは、税の減免だとか、あるいは規制の緩和、あるいは融資利率を上げていただくといった内容でございます、お金のかかる問題でございます。

3つ目の水産特区は、従来の私の主張をまとめたものでございます。

4番目の農業・農村モデル創出というのは、まさに飯尾部会長が、規制を強化すると個人の財産権に立ち入るものだと言ったようなものでございまして、これが特区にふさわしいかどうかは議論の分かれるところでございますが、こういったことまでしなければ、なかなか新たなゾーニングができないといったことでございます。

5番目の交流ネットワークの復興・強化特区につきましては、道路、港湾、空港のネットワーク機能の強化でございます。

6つ目のクリーンエネルギーの活用促進につきましては、総理も、エコタウンを進めたい、エコハウスを進めたいということでございますので、是非インセンティブを考えていただきたい。あるいは太平洋メガソーラーベルト地帯などを創設したらどうかという提言でございます。

7番目の医療・福祉の復興特区につきましては、医療サービス等の向上のために最低限必要なことを是非ということで書いてございます。

8番目の教育復興特区については、学校、児童生徒に対するケア、あるいは学校の防災機能の強化といったことについてまとめたということでございます。

いずれにいたしましても、大変多額な財源が必要になってまいりまして、どのような形を取るにしても、最後はお金の問題になるかと思っております。今日は時間がありませんので、来週は、宮城県が考えているまちづくりは、これくらいの規模で、これくらいの財源が必要だということをお示ししたいと思っております。また、警察、治安、それから、大学からいろいろ御要望、意見聴取もしておりますので、そういったこととお話をさせていただきたいと思っております。

○議長 随分広範ですね。特区に全部が入るといふ。ありがとうございました。

というふうに、非常に広がりのある提案をお3方からいただいたわけですが、どなたからでも議論をどうぞ。

○ 防災についてはまた検討部会の方でもっと深い議論をしますけれども、一応、一般的知識として知っていただきたいのは、今回の地域は70年から80年ごとに津波に襲われるというところなのです。例えば、海岸護岸が190kmにわたって被害を受けているということで、今、台風が来ておりますが、絶対東寄りに行かないで下さいと言っています。

実は、海の波というのは、台風でできる波というのは、風が吹いている時間と、当該地までの距離と、風速、この3つの要素で決まります。ですから、津波が来なくても、高波対策、高潮対策が絶対必要なわけです。そうなりますと、これからハード整備をやるわけ

ですけれども、まず、河川の護岸・堤防と、海岸の護岸・堤防とは全然違うんだと知っていただかねばなりません。というのは、河川の堤防・護岸は、どこかが切れればみんな助かるのです。ところが、津波、高潮もそうですけれども、海の現象というのは、どこかが切れても全然海面は下がりませんので、要は、津波、高潮が来ると全部やられるということです。

それから、もう一つは、繰り返して来る。少なくとも日本近海のプレート境界で起こる津波は大きなものは6時間継続する。今回は例外です。普通来る津波は大きなものが5波、6波来ます。ですから、二線堤というものをお考えになるときは、必ず津波が繰り返してやってくることを考慮しなければなりません。

今回、護岸・堤防が大きく被災したのは、それを乗り越えてくるという現象を対象にしていなかったものですから、力で負けたのではなくて、足元が掘れて、穴が開いてひっくり返っているのです。だから、コンクリートが割れているのではないのです。要するに、洗掘が起こって全部ひっくり返っている。ですから、既存のそういう防災構造物が津波でもつようにしなければなりません。壊れてしまうと本当に防災機能がなくなりますので。1波目で潰れてしまうと、2波、3波来ますので、何も無いのと全く同じになるのです。

ですから、基礎の根固めというのですけれども、今回の被災地もそうですし、東海・東南海・南海の津波が来るところもそうですけれども、既存の防災施設が津波でやられないような補強が必ず必要です。みんな、高さを上げればいいではないかと言うのですが、越えた途端に壊れますので要注意です。是非、複数の津波がやってくるということで、例えば、二線堤にする、まちの中につくる堤防の土地がなければ、国道とか県道を盛土構造にするという形でもいいのです。これはバングラデシュがそうです。バングラデシュは、河川堤防の代わりに国道を盛土構造にして、そこを住民の避難場所にも指定しているということです。

そうすると、例えば、国土交通省ですと、港湾局、河川局、都市・地域整備局、道路局と、いろいろなところが関係してくる。実は、これまで、そういう調整はほとんどやっていないのですね。ですから、1つの省庁の中でも、そういう調整を、これまでやらなかったところがやっていかなければいけない。そういう壁を是非取り払っていただきたいと思っています。

以上です。

○議長 大事な、我々共通の課題だと思います。新しい特区制度をつくる前に、そういうふうにして省庁を超えた総合認識を示すというのが非常に大事ではないかと思っています。

○ 今日、検討部会長から特区の説明を受けまして、土地の利用をめぐるいろんな法案があって、個別法に基づく手続を一本化するような仕組みが必要ではないかということがありました。特区ですべて解決するわけではなくて、一般法も必要だということはよくわかりましたが、こういう問題を解決する有力な手だてとして、少なくとも特区はつくっていかなければいけないだろうということ。そして、それは今までの構造改革特区、あるいは

は総合特区、あるいはそれを超えるような形での復興特区というものの必要性は、認識が一致したのではないかと私は思います。そこで、もしここで合意ができるのであれば、具体的な中身はともかく、今日の段階で何らかの形の復興特区というものの必要性を全体が合意したというところまで言えないだろうか。例示もありますし、特に土地利用についてはほとんど必然だということがありますし、村井知事からもたくさんものが出ています。こういう中からいろいろ入れていくということも含めて、まず、特区はやろうよと。具体的にどうするかということはまた次回、これから考えようということとは言えるのではないかとこのことを提案したいと思います。

○ 新聞にも、市町村の復興計画が結構ばらつきがあるという記事が載っていたと思うんです。私も実際、幾つかの復興計画をつくっているところの話を伺うと、進んでいるところは、ここに新しい集落をつくるとか、まちをつくるという具体的な絵が、割と詳細な街区単位で描かれているところもあるんです。全然そこまで行っていないところもあるということで、割と進んでいるところがモデルケースになるのかなと思うんです。

それを拝見すると、安全な場所ということとは、今回クラスの津波が来ても水が来ない場所に基本的には住宅を上げたいと、高いところに移転したいということですね。ただ、そこで不便な生活をずっと強いる、高いところに上がって、傾斜もあったり、あるいは毎日のように下から上に上がっていかなければいけないということでは長続きしないので、そこに宅地をつくるということは、すべて、道路から、あるいは一定の公共施設を全部そこに上げて、そこだけで24時間完結できるような、通勤はまた別ですけども、そういうまちをつくりたいというのが基本だと思うんです。

それには勿論、造成費等、お金がかかるので、私はやはりそういうところの宅地をつくるころまでは、つまり、水に浸かった、津波に遭ったところから新しい居住の場所を提供するというところまでは公的な責任でやらないと実現できないと思うんですね。

ただ、もとあった宅地を国有化して、そのお金で向こうに移ってもらうのか、あるいは土地と土地を交換するようなことにするのか、その手法は考えるポイントだと思うので、必ずしも国有化とする必要はないと思うんですが、いずれにしても、そこへ移って、しかも、移った暁に少しお金が余って、住宅を建てるところに少しそのお金が使えるというぐらにならないと、恐らく一般の人の住宅の再建というのは難しいのではないかと。だから、制度を設計するときには、そのくらいの感じで制度を設計する必要があるのかなと思うんです。そのことが第1点です。

もう一つは、今回の津波でも水が来ないという、割と高いところにみんな移るといことなんですが、それと、今、委員がおっしゃったような防災施設、つまり、防潮堤とか防波堤をこれからつくるわけですが、あるいは直すわけですが、そこで守られる範囲、通常の台風なら、高潮というのは、それで守ろうと。弱い津波ならそれで守れるかもしれないけれども、強い津波はそれを超えて来るわけです。

その2つの間にいわゆるグレーゾーンというのか、今回クラス、あるいはちょっと小さ

くても、津波が来たら水に浸かる、けれども、そこを全く土地利用しないということになると、広大なスペースが何も使えないので、土地利用はできるけれども、条件つきだと。条件つきというのは、例えば、住宅をつくるときには、あるいは住宅以外でも、人間が使うような場所をつくるときには、例えば、人工デッキである程度地盤を上げてから住んでくださいとか、あるいは鉄筋コンクリートのビルで、下の方については住宅に使わないとか、何か条件つきで土地利用を認めるスペースが出てくるのではないかと。

そこについても、条件に当たるところ、つまり、少し土を盛るんだったら、盛るというところについては、公的な支援がないと、なかなかそういう安全な空間がつかれないのではないかという気がするんです。グレーゾーンと申し上げましたけれども、その間をきちんと位置づけて、そこについても土地利用について一定の方向を出すということが求められているのではないかと思うんです。

その上で、特区というのは、土地利用についても、さっきの表がありましたけれども、やはりいろんな細かな規則があって、その規則にはそれぞれ理屈がついているので、議論していくと、だんだん迷路に入っていくわけです。

だから、そっち側の論理は捨てられないんだけど、そこにのっかってずっと進んでいくと出口がなくなってしまうような気がするので、今、言ったような安全なまち、これは2段階ありますけれども、そういうまちをつくるということを基本に据えて、そのパターンもある程度整理できると思うので、それに対応する特区というのは整理しておかなければいけないと思うんです。

問題は、いろんなケースがこれから出てくると思うんです。そのときに、これから復興していく過程で、市町村で日々の仕事に追われている担当者が中央官庁の理屈になかなか勝てないと思うんです。だから、市町村の側に立って制度を特区的に運用していく、あるいは特区を追加していくような役割を中央でだれかが担う必要があるのではないかと。

それは、この会議が延長するんだったら、そこにそういう機関があるということでもいいと思うんですが、制度が固まるまでの間、いろんな問題を取り上げて特区に追加していくとか、解釈を柔軟にしていくとか、規制緩和とか、あるいは重点的な資金の運用とか、そういうことについて、少し長くケアしていくような仕組みをつくっていく必要があるのではないかと。それが特区を有効にするために非常にかぎになると思うんです。是非、特区にそういう幅を持たせて考えていけたらと思います。

○議長 ありがとうございます。

全体像を語っていただきましたが、宅地、道路だけではなくて、小学校、医療機関、病院などもやらなければいけない。それは全部法律が違うわけで、でこぼこのものを適用していてもだめだということで、特区の必要性というのはあるのではないかと考えております。

○ 私も賛成です。

その場合、今、村井知事はあらゆるものがここに込められているとおっしゃいましたが、

ちょっと整理する必要がある。というのは、このところだけではなくても、これから何かが起きれば、ほかのところもやらなければいかぬものがあるわけですから、この地域だけやるというものと、そうではなくて、一般的に必要なだけけれども、法規制がかかってしまっていてできないというものもあるでしょう。そうであるならば、全国に広げなければだめなのであって、東北だけの今回だけの話ではないということになります。というのは、全国レベルで共感を持って迎えられなければいけないからです。

東北の復興というのは単に東北だけではなくて、日本の地方の復興につながるという考え方でなければいけないと考えたときに、ここだけに限定した特区ということではなくて、一般的に規制緩和できるものがあつたらどんどんそれをやるべきであって、一般的に適用するものと、今度の場合、特に急がなければいけない、スピーディにやらなければいけないから特区でという二つの大きな命題があるわけですから、全国に関わるものをきちっと押さえておく必要があると思います。

○議長 南海・東南海でやられることが確実な町もいっぱいあるわけです。そういうところの安全なまちづくりは、起こる前に必要なんです。

例えば助成率、今、集団移転促進法だと何対何でというのがある。それを今度東北に対しては強化してあげなければ成り立たないです。でも、その基準を全国にやったら財政破綻になってしまうという問題があるかと思うので、この辺りはどうするんでしょうか。

○ すべてやるべきだという話ではなくて、そういう考え方をしないといけないのではないかということです。

○ 事例を調べてほしいのですけれども、北海道の国道 228 号線というものが江差から松前に抜けているのですが、ここは実は海岸段丘の上にバイパスがあつて、その周辺に下にあつた漁港の背後の集落がどんどん移転してきているのです。というのは、集落を立ち退いていただかないと、冷凍施設とか、いわゆる水産業のいろいろな施設をつくるのに土地がないものですから、漁港の拡張に伴って順番に上がってきているのです。ですから、漁師の皆さんは自動車で港に通っているというスタイルなんです。

それで、北海道南西沖地震のときに、全体で 242 人亡くなったのですが、あれは奥尻島に第一波の 10m の津波が 5 分できたので逃げる暇がなかったということだったんですが、20 分後にきたらもっと死者が減っていたかということ、実は 432 人死亡したというシミュレーション結果があります。これは北海道で漁師の皆さんが、季節、月、時間でどういうふうに出勤されているかということ調べてシミュレーションしたら、2 倍亡くなる。すなわち、自動車で漁港に駆けつけるということで亡くなるということだったのです。

何を言いたいかといいますと、まちづくりをするときに、防災の考え方を住民が議論しなければいけないというわけです。そうしないと、必ず形骸化してしまう。それを何らかの形で残さないと、ハコモノといいますか、例えば二線堤をつくることによって、高さが不十分でも、氾濫がかなり遅くなるという効果がありますので、先ほど委員が言われたように、まちづくりをするときに、今回のような津波をフリーに避けるということは物理的

にはできますが、財政上とかいろんな制約があって、どこかで妥協しなければいけない。妥協するときに、それぞれの地域でどういうふうに防災を考えるのだということを住民同士が議論して残さないと、必ずまたやられる。ですから、まちづくりと並行してコミュニティの再建というものを是非やっていただかないと、結局何のためにそういうものが残っているのか、あるいはその限界、パーフェクトなものではありませんので、減災ということになっていくと、そこのところを住民が十分に理解して、それをずっと言い伝えるという努力なしには、安全というものは担保できないということです。ですから、そういうことが許されるのであれば、例えば避難の問題をどうするかということとリンクさせて、まちづくりというものは実行可能だと思います。それをこちらに置いておいてやろうとすると、とても難しい。

それから、土地の私有権の問題なども絡んできますので、それを乗り越えようとする、どんな安全なまちづくりがみんなが必要と思うかという合意がベースにないと進まないということを是非お願いしたいと思います。

○議長 ハードによって防災ができるわけではないという認識が成熟した社会の要件でしょうね。これがあるから安全なんだとは考えずに、限界を知りながら対象を考えられる、そこへいかなければいけないんでしょうね。ありがとうございました。

○委員が今回の場合、復興特区というものが新たに必要かという問いかけをされているんですけども、私は今の議論を聞いていまして、必要だと感じました。

1つは、例えば復興特区の中で防災的なものがうまくいっているとしたら、いずれくるかもしれないこの土地でも高台への移転に対して、それをモデルケースとして、小さな特区として適用させてもらえないとか、多分そういういろんな展開がある。あるいは宮城県でやろうとしている水産特区がもしうまくいけば、それを例として漁業改革に踏み出したいというところも出てくるかもしれない。そういう意味で、復興特区というのは新たな枠組みとして、日本社会をやわらかく変えていくための起爆剤になるかもしれないという意味で必要だろうと思いました。

もう一つは、村井委員の提案も非常に包括的な提案だと思います。これを読ませていただきながら、例えば今回の岩手、宮城、福島、そして、その外にも被災地域が広がっているわけで、今回の東日本大震災で被災を受けた地域全体をカバーするような復興特区の在り方が1つと、あとは例えば福島県であれば、かなり特殊な原発の事故の問題があるので、特別な形での復興特区というものを立ち上げてもらえるとか、あるいは市町村でも私のところはこういうことをやりたいというのを柔軟に認めるとか、ですから、大きなトータルな復興特区の在り方というのは村井提案で随分見えると思うんですけども、更にそれぞれの地域の固有の被災状況とか産業の在り方とか、将来のビジョンといったものにつながりながら、小さな復興特区のようなものを認めていくことが必要だと思いました。

○議長 ありがとうございました。

皆さん、特区については必要だということです。

○ 私も今の両委員の資料を拝見したり、お話を伺って、当然必要だと思っています。

委員が書かれている、従来の施策の延長線上で対応することは不可能であるということ、時間的なロスや日本の衰退を招くという、この2つに私は集約されている気がするんです。

先ほどこの会議が始まる前に、5つの論点や今まで出された意見、こういうものが出されましたということを知らせるよりは、むしろ委員のところにあるように、5月末に特区の適用を発信するとか、そういう具体的なことが必要なのではないかという気がいたしております。ですから、こんな意見が出ましたということを知らしめるよりは、こういったことを私たちは考えましたということが必要だということに改めて感じております。

○ 復興特区みたいなものに皆さんが賛成なのは大変結構だと思います。

先ほど私がもう一つお話したかったのは、やはり早くやらないといけないということで、そのためには、全体の合意をもって画一的なことをやるより、トップランナー方式がいいということです。今、委員がおっしゃったように、特区の適用についてどこかで打ち出していただきたい。

南三陸町が効果的な施策を早く実施したなら、南三陸町方式というものが具現化し、それを適用するところがいっぱい出てくればいいのです。この点で、トップランナー方式ということは大事だろうと思います。一斉に均一的なスタートを切るよりも、早いところは早くやってくれという方がフレキシブルな復興になります。

それから、今の特区というのは、言い過ぎかもしれませんが、あまりうまく見えないように見えます。それにはいろんな理由があると思います。色々な先例があるわけですから、もう間違えは許されません。今までの特区でも、予算は投じたけれどもなかなか産業が集まらないところはいっぱいあります。過去に実施された特区で、なかなか思ったとおりにならなかった前例なども踏まえつつ、早く実現できるところに合わせて実施するというのをトップランナー方式と言い表しました。それについてもぜひ御検討いただければと思います。

○議長 それでは、今日の記者会見で我が復興会議としては、特区を設けるということの合意をしたというふうに発表させていただいてよろしいですか。内容については、まだ、詰めるべきところはありますけれども、幾つか事例が出ましたけれども、少なくとも安全なまちづくりといったことについては、不可欠であると、そのほか、産業振興についても議論が出たと、そういうふうなことでよろしいでしょうか。

○ 1つお願いがございまして、そうした議論の中、今、大事なものはスピード感という話だと思います。トップランナー方式という話は、非常に素晴らしいアイデアだと思います。

私どももいろんなお願いを国に既にやっております、その中には、例えば重点投資ですとか、現行制度のスキームの中でできるものも含まれておりまして、後ほど御説明しますけれども、漁業のように旬の時期を逃がしたらいけないというものもありますので、そうしたものも含めて、とにかく現行の制度でできるものは、国として率先して重点的、国

家的プロジェクトとしてまずはやっていただきたいと。

それと併せての御議論、お聞きしていますと、非常に難しい包括的な話から個別的な話まで含んでおりますので、それに時間がかかるようですと、時期を逸してしまうということにもなりかねませんので、その点の御配慮、是非、よろしくお願ひしたいと思っております。

○ 特区の創設というのは、大変私はいいと思います。そこに一種のユートピア思想が込められている。なかなかユートピアの実現は難しいですけれども、そういう理想社会を構想しているということも、構想会議の面目だと思えます。

私は、やはり文化政策も入れていただきたいと思えます。経済、政治に有利な制度のみではなく、東北文化はすばらしいんだということを再認識させる。日本のすぐれた詩人、宮沢賢治、石川啄木、斎藤茂吉、それから太宰治と、皆東北なんです。戦後の詩人の中でも寺山修司は抜群にいいと私は思えます。どうしてこんなにすばらしい詩人たちが東北から出るのか。また歌謡曲でも成功するのはほとんど東北をうたった歌、たとえば「北国の春」「津軽海峡冬景色」などです。赤坂君などを所長としてそういう東北文化の研究所をつくる。それも1つの夢として入れていただいて。構想がすばらしかったらやがていいものがつくれるので、まず、これをやろうということを主張していただいたら、大変結構だと私は思います。

○議長 文化についても、今、検討部会で肉付けをするようにと、我々文化の復興を重視するということを決めまして検討を求めていますので、是非、よろしく御指導ください。

○ 特区に関連してというか、特区での現行法の適用という議論も出たので、ちょっとそこでお伺ひしたいんですが、安全な町をつくるというときの問題は、時間が経っていると、元のところに家を建てる人が出てくるということなんですね。

そのためには、ここでも議論になりましたけれども、建築基準法で規定があつて、計画をつくるまで、今の制度だと、最長で8か月建築を制限できて、その時点で計画ができる2年間、少し粗い計画の下で規制があつて、本格的な新しい制度をその後適用して、まちづくりを進めていくということがあると思うんですが、一方で、39条というのがある、これは市町村が条例をつくって災害危険区域という指定をして規制するというのがあるんです。

ちょっと県によって適用の仕方が分かれていて、宮城県さんの方では、84条ということで、今、押さえていると。

一方で、岩手県さんの方では39条で、それぞれの市町村つくってくださいというふうにおっしゃっていると思うんですけれども、実態としては、それをつくっている市町村はないわけですね。

したがって、ぼちぼち家が建ってきているという状況があるんですね。私は、ここは現行法もあるので、是非検討していただいた方がいいのかなと、その84条を含めて、どうやってそこをとりあえず押さえるかと思うんですけれども、個別にここで詰問するわけでは

ないんですが、もし、考え方をお伺いできたらと思います。

○ お答えいたします。84条と39条というのは、必ずしも私ども対立するものと思っ
ていませんで、当初、発災以降、84条の適用が、2か月でございましたか、非常に短い範囲
しか適用できないということもあって、あるいは私どもの場合は、非常に狭いエリアが壊
滅的にやられている地域が多いものですから、いわゆる危険区域と指定して、建築基準法
の39条でやるのがなじむのではないかというふうに思ったわけでございますけれども、
最終的には自治体の御判断ということで、自治体をお願いしているというよりは、こうい
う制度が39条であります、ということで御説明をして回っています。

それで、私どもの理解では、堅固な建物が建っているという例はないと思いますが、確
かにプレハブ的なものができている例は若干ありますし、自治体の方に対して、いつまで
かかるんだろうかという御指摘もあるように聞いています。

この辺を受けまして、私どもは各自治体全部回りまして、それぞれの地域ごとに39条あ
るいは84条、どうやって活用していくのか、84条の場合は、都市計画ができてい
ることが基本的に前提でございますので、小さな市町村の場合は、なかなかそれも難しいとい
うこともありまして、取り急ぎ39条でやるということも念頭に置きながら御説明をしていま
すが、84条との関係、それから将来的には両方の選択をどういうふうにしていくのか、そ
の辺の基準を県として市町村と議論をして、考え方を御説明しているところであります。

いずれにせよ、その両方、それぞれ一長一短ありますので、それについての、例えば特
区とか、そういう制度についての整理というのは、是非やっていただければと思っ
ております。

○ 今、おっしゃった新しい制度の検討という点、39条、84条もやや帯に短し、たすきに
長しというところがあって、やはり条件付き建築を認めるような、さっきのグレーゾーン
に当たるところのルールですね。これは、つくっていく必要があるのではないかと思いま
す。これは、特区というわけにはいかないの、新しい法制度ということになると思うん
ですが、それは、是非提案をするべきだと思います。

○ 特区に、ほとんど全員が賛成で、そして、文化についてもという御注文があったわけ
ですけれども、文化という言葉が非常にあいまいで狭い感じがあるわけです。ある意味で
は広いのかもしれないですけれども、中越大地震のときには、コミュニティ施設という名
目で神社、仏閣の復興にも復興基金を使ったそうなんです。ですから、文化だけで切っ
てしまわないで、コミュニティ施設という名目も入れていただけるとありがたい。宗教施
設というふうに考えると、普通は対象にならないわけですけれども、そこは今回、特区と
いう考え方で何とかご配慮いただければと思います。

○議長 ほかによろしいでしょうか。特区のお話、以上で一応区切りをつけさせていただ
いて、記者発表させていただくということにして、それでは、最後に玄侑委員、そして、
上野副知事、から御提案でしょうか、御意見を承りたいと思いますので、よろしくお願
いいたします。

○玄侑委員 時間も余りないようですので、2枚の紙は用意したんですけども、これは読みません。せっかく前向きな特区構想の話のときに、またおまえか、という声が聞こえてきそうなんですけれども、今回、復興構想7原則の冒頭に、「いのち」への追悼と鎮魂ということがうたわれておりまして、非常に格調高さを感じるんですが、一方で、今、福島県の畜産家からは、まるでアウシュビッツだよという声が聞こえるわけです。

このところ、いろんな災害が続きまして、宮崎の口蹄疫とか鳥インフルエンザとか、無数の動物たちを殺処分したわけです。しかし口蹄疫とか鳥インフルエンザというのと、今回の場合はちょっと事情が違うと思うんです。放っておくと広まってしまうという、あの場合は、みんな泣く泣くではありましたが、殺処分を納得したと思うんです。

しかし今回、二十キロ圏内の牛や豚、鶏については、非常に納得しにくい、実際、国も県もどうしようかという逡巡の期間がはたから見てもわかるくらいあったわけですね。その期間に、ここなら移動可能ですよという候補地も実際に検討しているようでありまして、牛たちを何とか生かす方法もあるだろうという、実際の可能性も探られているわけです。

今、殺処分することに飼い主が納得した場合にかぎり、殺処分をするということになっているわけですが、まだ、なかなか納得してくれないというのが現状でありまして、これを一体どうするのか。御承知のように、いろんな原発関係の事故あるいは原爆の後も、放射線の影響の研究というのは、特に少量の場合については研究材料がないわけですね。だから、百歩譲ってこの牛たちの存在意味をそういう検体として考えることも可能だと思うんです。何とかどこかに移動して、残して研究するということができないものなのか。なぜアウシュビッツという言葉が出るかと申しますと、牛を安楽死させて消石灰をまいて、ブルーシートをかけたまま放置するという、この景色は、ちょっと自分たちのふるさとを思い出すときの景色としてあり得ないですね。やがて戻ろうかという、その町の景色じゃないんです。埋められないということは、放射性廃棄物の扱いなんだということですから、これはしようがないとは思いますが、本当に20km圏内全域にわたって、そういう風景が広がるとすると、これはもうふるさとではないでしょう。ですから、現在、殺処分に同意していないケースについて、何とか御配慮をいただけないものだろうかということなんです。

○ バングラデシュは、1991年に高潮で14万3,000人亡くなりました。その後、国家計画でこの犠牲者を減らすということで、国際的な協力を得ながら、サイクロンシェルターというのを3,000基つくるという、ピロティー方式の避難所ですね。それを当初つくっても、なかなか農民は逃げてくれなかったのです。実は、ほとんどが農民なんですね。国民の95%ぐらい。それで、サイクロンシェルターに水牛用の避難場所もつくったのですよ。人間と同じ高さじゃなくて、水牛は泳げますので、ちょっと低いところに一緒に人間と水牛と逃げると、水牛はちょっと人間の下につながれて、人間はもう一つ屋上に上がって、そうすると、人間の死亡率が勿論、がたんと下がってしまうのです。

ですから、バングラデシュでもそうして水牛はとても、要するに向こうの稲作は水牛がなかったら、人間だけではできませんので、ですから、そういう扱いをしているのですよ。ですから、何らかの手は打てるはずなので、余りにもお話を聞くと雑駁なやり方している。やはり命というものをもっと大事にしないと、人間の命だけではなくて、やはり飼っておられる方は、分身といいますか、ですから何かあってもいいんじゃないでしょうか。バングラデシュはそういうふうにして、全部のシェルターじゃないんですが、初め、サウジアラビアがつくったシェルターが実は水牛の避難用のものも併設しつつまして、とても好評だったのです。そうすると、バングラデシュ政府は、そういうものを奨励するという形で普及したのですね。ですから、災害で人間だけ助かったらいいという考え方ではなくて、やはり生活を一緒にしている動物も助かるということは、バングラデシュでやっているということなんですね。

○玄侑委員 新潟の山古志村などの場合も、やはり俺たちは牛を救ったんだということが誇りなんですよ。

○玄侑委員のお話に関連して、キーワードは、「暫定基準の限界」「暫定基準のせつなさ」なのです。先ほど言われた20キロ圏内の家畜とかペットの取り扱い、今、一番話題になっている子どもたちの学校の校庭の汚れた土壌の取り扱いの問題、あるいは下水道の汚泥の処理の問題、これが全部、想定外の放射線事故に対する国としての基準、しっかりとした恒久基準がつかれないというところにあります。

例えば学校の話で言えば、県からは3月の下旬に、子どもたちの校庭の土のレベルの問題、どうしたらいいかというお話を御相談したのですが、これは霞が関とかがさぼっているという意味ではなく、一生懸命考えていただいているのだけれども、結局、暫定的な取り扱いの最終方針が出たのが先週なのです。5月の下旬です。2か月たってようやく学校において年間1ミリシーベルトというところまで来ました。結局、想定外のものなので、各省庁一生懸命頭を悩ませても、2か月かかってようやく校庭の問題の整理が暫定でついた。やはりこういったものは、先ほど委員が言われたスピード感というものと、我々が想定していなかったがゆえの、まとまるまでに時間がかかってしまうというのとリンクしていると思います。

我々は安全・安心がキーワードと言いながら、3月11日の直前まで福島県には約203万人、人口がいたのですが、恐らく今、完全に200万を切った状態にあります。その県民が健康に不安を抱いていて、放射線に対する思いを払拭するために、今度、県民健康調査というのを県が主体的に取り組もうと思っておりますが、こういったものに対して国が人的・財政的に是非全面的な支援をしていただきたいということを、この構想会議の場を借りてお話をしようと思いました。

安全・安心というのが今回の構想会議のキーワードに間違いなくなるのですが、この放射線関連の問題というのは、先ほど言った暫定基準の問題ですとか、そもそも生活することに対する根本的な不安、こういったものを取り除かないと、総合特区とか、明るいお話

をしたいのですけれども、それ以前の段階で福島はちょっとスタックしているところがあるので、こういう事情があるということを委員の皆様にご承知おきいただければと思います。

○議長 国が苦勞して暫定基準をゆっくりつくっている、十分早くなくつくっているけれども、これを全面的にいろいろな問題に共通に対処できるような基準をつくってもらいたいという要請です。これについては、国の方から何か応答いただくことはございますか。

○ 今、もう少しスピード感をもっていろいろな基準等をつくっていただきたいというご指摘がありました。それは本当にそうだと思います。ただ、今もお話にありましたけれども、いろいろなことが重なって起きておまして、今、早くやらなければいけない課題として、例えばいろいろな補償の問題を何とか片づけなければいけないということで、そこにも取り組んでいるわけです。その中で放射能の基準も別途つくらなければいけないわけですが、そのところは遅れているということで、暫定的な基準しか出せないということで御迷惑をかけているのだらうと思いますけれども、我々としてはできるだけスピード感をもって取り組みたいと思っています。

こういう家畜の問題についても、どこかに移動できればいいということでしょうけれども、なかなか量が多いものですから、それを警戒区域の外といってもなかなか難しい中で、同意を得られた方については殺処分するという一応の方向性を持っているわけです。当面はブルーシートをかぶせながら、それでは最後に家畜についてどういう処分をするかということになりますと、今、いろいろ問題になっている災害廃棄物全体をどういうふうに分するかということを見極めませんと、殺処分された動物だけをどうするかという結論は出てこないという苦しさがあります。ご指摘のように、ブルーシートをかぶせているようなところに自分たちが故郷として戻るというイメージがわからないということもよくわかりますので、いろいろな考えの中で、できるだけ早く方向性が見出せるようにしていくということで、我々、スピード感を上げていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○玄侑委員 放射線による汚染物質というのでしょうか、汚染された廃棄物であるという見方を牛に対してするということは、法的にはそうなのかもしれないですが、人間の心情としてはそうは思っていないわけです。飼っていた牛に対する処置として今回のやり方はやはりあり得ない。宮崎では埋設しましたね。埋設できない事情はわかりますけれども、ちょっと余りな光景だと思うのです。何かないのでしょうかね。例えば西郷村とか、沼尻とか、かなり受け入れられる牧場はあるんですね。田村郡にもあります。そういう受け入れというのが第一希望ですが、もしそれが不可能であっても、ブルーシートをかけて廃棄物だとおっしゃいますけれども、牛の遺体がズラッと並んでいるという状況はやはりちょっと耐えがたい感じがするのですが。

○ 私は、地震・津波の担当大臣で原発担当ではないし、危機管理センターでもそれを切り分けてやってきましたけれども、今、玄侑委員が言われることはよくわかります。本当

にそう思います。ここでちょっと、なかなか発言できませんけれども、あの3月11日の夜からの映像を各省庁が見て、いろんなことを想像しなければならないというのは、私も一番にそれを指示した。それぞれの省庁があの映像を見て、何が失われているか、何を急がなければならないかということをしぐやったのですけれども、やはりそれがさまざまところで遅れてきてこういう状況になっているということがありますので、今、玄侑委員が言われたことは、私も、経済産業省あるいはさまざまところに必ず伝えたいと思います。

○議長 ありがとうございます。広げれば基準の問題になるわけですが、基準をつくるのに忙しい中、補償問題をまず、その中で中央省庁、非常に大変なことをしてくださっていますが、それは、専門家委員会を使って検討を委ねるということはなさらないのですか。これは、各放射能の専門家と安全・健康の専門家にやってもらったら、相当望ましい基準というのは出てくるのではないかという感じがしますが。

○ 基準をつくるためには、いずれにしろモニタリングをしなければいけません。災害廃棄物についてどういう形にするかというのはモニタリングをまずしなければいけない。数値を取らなければいけない。そのときに処分をどういう形にするのかということについても、それによる拡散状況とか、あるいは地下水に対する影響とか、そうしたデータを取らなければいけないわけです。どうしても時間がかかるのです。そういうことについて従前からある程度予想して対応していればよかったですけれども、申し訳ないのですが、今までやっていないという中で、どういう影響が環境に対して出てくるのかということについて数字がない。このため、一定の暫定的なものは勿論、国際的な基準等から類推してつくりますけれども、これだという方向を出すための基礎データがないという制約があるということをごさいますして、そのところは非常に申し訳ないのですけれども、今、そういう状況にあるということをごさいます。

○達増委員（代理 上野副知事） それでは、最後になりまして恐縮ですが、お手元に岩手県から提出させていただいています資料が2つございます。これまで私どもが提案いたしました提案についての補足になりますけれども、簡潔に御説明いたします。

まず、「水産業の再生について」であります。2点、論点を書いています、1点目が、地域がイニシアチブをとり、漁業の実態を踏まえた水産業再生を図ることが必要であるということをお願いしたいと思います。

(1)にございますが、岩手県の場合の漁業の実態でございます。下に漁業の種類別の生産額が書いてありますが、養殖と沿岸を主体とする小規模な経営体を中心である。それから、漁協を核として漁業が成立している。コミュニティが漁協を核とした水産業を通じて形成されている。こうした実態がございます。

こうしたことから、(2)でございますけれども、漁協が核となって漁船等を一括整備する共同利用システム等の構築、あるいは、漁業者自らが主体性をもって操業する体制の整備。こうしたものが必要だろうと考えております。いずれにせよ、漁業者にインセンティブを与えるような復興が重要だろうと思っております。

その次のページ、2であります。先ほどちょっと触れましたが、スピード感ということと関係いたします。沿岸漁業・養殖業には生産の適期というのがございまして、それに合わせた復興が必要だろうと思っております。ここに生産のサイクルを書いておりますが、例えばサケについて言いますと、9月から漁獲が始まるということでございますので、定置網の敷設のためには8月までに漁船と漁具を確保する必要があります。

②ですが、ワカメについて申し上げますと、10月から本養成が始まりますので、9月までに養殖施設を整備する必要があるということでございます。1次補正で一部の補助対象の追加等、確かに国の方で御配慮いただきましたけれども、例えば漁船の購入についての漁協の負担など、地域の水産業振興のためにはまだ十分な対応とは言えない面もありますものですから、そういう生産適期を逃さないように、生産基盤がきちっと整備できるように、十分な額の国の二次補正をできる限り早期にということをお願いいたします。

また、それが当面、時間が多少かかるということでありましたら、その間までに行われたいろいろな生産基盤の整備などについて、いわゆる遡及的な適用といいますか、事後的に予算でそれを補追していただく、あるいはちゆしていただくというような制度でお願いしたいと思っております。

最後のページには、実際の例を書いております。水産業に関連いたしまして、漁協の方で独自にいろいろな制度ができる前から動き始めている話であります。①は重茂の漁協。これは宮古ですが、ここが共同利用システムを導入しまして、これは某テレビ局のドキュメントでも放送されましたけれども、漁協が残存漁船の確保や補修を独自に実施している。それで、5月21日からまずは天然ワカメ漁を再開いたしております。

②、下の方に書いてありますのは、県漁連による漁船の一括発注。約2,000隻でございますけれども、まずは漁協が要望をとりまとめて、漁船を業者へ発注。これにつきまして漁船を貸与いたしまして、漁業者が共同利用する。こうした自主的な取り組みが既に進んでおりますので、こうしたものを是非国の補助制度で御支援をいただければと思っております。

2番目が、提出資料の②でございます。先日、私どもから二重債務の解消に向けた提案を申し上げましたが、国としての早急な対応をお願いしたいということでございます。二重債務解消に向けていろいろな議論が新聞等に出ているわけでございますが、私どもは、例えばということで再生ファンド型、ファンドにより既存債権を買い取りまして、一貫した企業再生支援を行う。こうしたことを御提言したわけですが、それ以外にも例えば利子補給型、こうした御議論があるわけでございますけれども、こうした議論をしている間にも地域の不安が非常に大きくなってきている。例えば企業、中小企業が新規融資を受けられないとか、あるいはお客様がいなくなってしまう、モチベーションが下がる、雇用不安が増大する。こうしたことを受けて、地域経済の危機が少しずつ広がってきているような気がいたします。人口流出が加速していく、連鎖倒産の危険性が増えていく、あるいは人材が流出する。こうしたことで地域経済の負のスパイラルにならないようにしなければい

けないと思っております。

ということで、一番下の箱でございますけれども、被災地の一刻も早い復旧・復興のためには、経済再生の「天王山」とも言われる二重債務の早期解消が不可欠ではないかと思っております。これを検討するに当たりましては、例えばということですが、3つの論点、被災企業が既存債務の負担に悩むことがないように、あるいは新たな設備投資が促進されるように、それから、地域の金融機関も一体となって取り組めるように、こうした点に留意した手法の検討が早急に求められているのではないかと考えております。

これは企業債務についての話ですが、住宅ローンについても同様に住民の方々の不安が大きくなってきておりますので、いろいろな御議論をさせていただいて、早急に国としての考え方を整理していただく必要があると思っております。この点につきましても、今回の御議論の中で、是非二重債務についての言及もしていただければありがたいと思っております。

○議長 制度を考えるに当たって、検討部会でこの二重債務の問題も取り上げつつありますか。まだですかね。

○飯尾部会長 これは検討部会では検討しておりません。政府で既に随分議論をしておられると伺っておりますので、その結論が出れば、それをお受け取りすればよろしいと考えて、私どもは検討しておりません。

○議長 政府ではどういう状況でしょうか。

○ この問題は総理も非常に気にされておられて、各省庁で早急に検討しろという指示を受けて、今、関係省庁で検討をしております。また各政党の方でも、今、地域経済にとって天王山という御指摘でありましたけれども、重大な問題だということですのでそれぞれ案を持ち寄って検討をしている状況です。我々も、今もお話がありましたけれども、早急に結論を出さなければいけないというふうに思っております。

現地を視察されたときに、昔の徳政令のお話もされました。そういうことができれば一番いいのですけれども、結局、最後は金融機関が負担をするのか、あるいは国家が皆さんから税金を取って負担するのか、非常に厳しい問題が最後には必ず出てまいります。そういった中でどういった形で公平性をとりながら、実際にもう一度起業しようという方、あるいはもう一度家を建てようとする方が、その気持ちを萎えさせないかということだろうと思っておりますので、そういう面は、政府としてできるだけ早く結論が出るようにしていきたいと思っております。

○議長 よろしくお願ひします。第1点の水産業の再生問題も、我々は、港湾あるいは漁港をどういうふうに再建するかということについて入っていくわけですがけれども、当面、次々に季節の魚がやって来る。それに対して、それを逃さないようにというのは非常に切実な思いがあります。これも政府の方で、今、お考えいただいているのでしょうか。

○ はい、考えています。

○議長 是非よろしくお願ひいたします。

最後に、スピード感ということから誠に慙愧の至りでありますけれども、これは、5月14日から検討を始めて、それがどういうものか待ってくれ、全部の議論が示されたところで発表するからと、記者さんたちにも待ってもらっていたわけです。今、こういうふうによく、過去2回をもとにして、それ以前のものもそうですが、断片的に列記した。これを問題別にまとめましたら、先ほど、「今ごろ何だ」「こんなもの恥ずかしくて出せるか」というふうな御指摘。

これは、スピード感、タイミングとの関係で誠に理由のあることだと思いますし、もう一つ思いますのは、ここは本当に一流の文筆家ばかりでいらして、自分の文章を書かれるときには、こだわって人をうならせる文章を書かれる方なのですが、そういうのから見ると、そういう修辞の部分は全部省いてしまって、要するに主張としてはこれだというふうなものを列記している。これがおれの提案だということは言われたくないという思いもよくわかる。その両点については申し訳ないと思いますが、他方、もしここで我々が、こんな恥ずかしいものを出せないよと思って引っ込めてしまうと、復興会議はそこまで秘密主義で行くのか、議論しているといったことを待ってくれと言いながら、でき上がったところでやはり出さない、秘密で何をやろうとしているんだというふうにも、当然、反応があると思います。

それで、誠に散文的で、時期遅れで申し訳ない。お恥ずかしい次第ですが、やはり議論の広がりはこのようにあるんだということを示す。自慢そうに、ほら見ろ、こんなすごいを出したと言うつもりは全然ありません、今更ではございますがと。しかし、今までしてきた議論を列記すればこのようなものでございます。先ほどいただきました、委員からの御意見については、それを急いで組み入れるようにいたしました。これ以外にも、自分は黙っていたけれども、実は思っていることがあるという方、たくさんおられるかと思えます。それについては、今後、何月何日版というふうにして順次加えることは全くやぶさかではございません。今日のところは、隠すことがまた格別な意味を持つという文脈を考えて、しおしおと発表するという。今日、飯尾部会長から出していただきましたいろいろな検討の資料、なかなかおもしろいものもあります。あれも勿論公表ですし、玄侑委員をはじめ皆さんのメモも公開でございます。それとともに、これまでの議論を5つの箱に分けてこのように一応やってまいりましたということの公表を、お許しいただければ、そうお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 済みません、その前に私、玄侑さんのこのペーパーを見て、今日、何も言わないで帰るわけにいかないの。先ほどいろいろな御説明がありましたけれども、議長の方から善処を指示したということをもう一回、確認の言葉を言っていただきたいなと思います。

それから、こちらについては、私は幾つか直していただいたので、了承いたします。

○議長 わかりました。

○御厨議長代理 では、私から一言申し上げたいと思います。これまでずっと黙っておりまして、2回目から今回まで、私は吸取紙と言っておりましたけれども、皆さん方の意見

をとにかく聞くことに徹してまいりまして。今回、ここに出ておりますものも、私は一応目を通しました。

いかにもというのは、もっともでありまして、そもそもタイトルからして、「これまでの審議過程において出された主な意見」などといえば、何だ、これはと思われるかもしれませんが。しかし、現実には、これは名前はもう省いてございますけれども、皆様がここで出された意見。こういう言い方はしなかったと言われると、それきりでありまして、それをかなり骨だけにいたしまして、表現に関して意見が出ることは重々わかっているんですけども、とにかく平台をつくるということでやりました。

ですから、この平台に更に短冊のように、これから意見が出てきたら、それを付け加えていくことも構いませんし、これ自体がまとまった、ある主張があるものでは、本当にないんです。ただ、全体の分量から言うと、当初より3分の2に減っております。

それから、どういう順番でなっているか、なかなか難しいとおっしゃいますが、これは眼光紙背に徹して、ずっと見ておきますと、この中から、何らかの意図でまとめているな。その意図というのは、決して政治的な意図じゃないですよ。こういう順番に話が出てくるんだなというのがわかるように実はなっております、それはこれからお帰りいただいて、これを横に置いてかんでいただければ、多少の味はするということでございます。

これから後、これを肉付けして、はっきりいえば少し飛んだ形のものにしていくのはこれからでありまして、私はこれの産みの親ではございませんが、育ての親としては、皆さんから余りいろいろ言われるとかわいそうだなと思って、今、一言申し上げた次第であります。

○議長 議長代理の今後の奮闘を期待したいと思います。

○ ということであれば、逆に今、公表することの意味はあるのか。依然として私は少ないと思うんですけども、ここは議長を意向を尊重しまして。

ただ、1つ条件があります。それは、これまでずっと論議してきた中で、私たちは原則も大事ですけども、今、せっぱ詰まった問題で、先ほど玄侑さんがおっしゃったこともそうです。我々として、ああ、あんな意見もあります、こんな意見もありますということではなくて、ある程度意思統一したものを緊急な提言として出すべきだということ、第1回目から私は強調してきたつもりなんです。

けれども、今のような動物の話もそうなんです、我々の緊急提言として、その都度出して、そしてその中で、しかしこういう意見もありましたよという、この2つがセットになれば、ある種のスピード感もあるし、具体的に訴える力もあると思うんですね。ですから、是非次回もこういうぐあいに大事な、今、すぐやらなければ取り返しの付かないようなこと。どんどん牛が殺されていくのかもしれないから、そういうことについてある種の意思統一をして、6月末を待たないで緊急にやらなければいけないという条件付きで賛成いたします。

○ 先ほど委員が「善処を指示した」と言っていたきたいという話だったんですが、本

当に善処していただきたいんですけども、現在、安楽死について納得していない飼い主たちについて、殺処分以外の方法を本当に検討していただけるのかどうか伺いたい。検討するという返事がなければ、善処を指示したと言っても意味がないと思うんです。実際受け入れてくれる畜産家もいるようなんです。しかも現状では殺したくないという飼い主が半数以上いる。本当に善処していただけないでしょうか。

○議長 内容がつまびらかじゃないので申しわけないんですが、その家畜は放射能をかなり浴びていると考えられるものですか、それともそうでもないということですか。

○ ペットの場合は洗ってOKでしたという話ですが、牛ですと草を食べている分だけ内部被曝が疑われるわけですね。しかしその汚染がどのぐらいなのかというのもじつはわかっていないと思うんです。そうだろうという話だと思うんです。

○ 牛の殺処分に関する緊急提言と今の質問に対して、第一義的に答えるべきは政府・行政であろうと思います。復興構想会議がこれについてどのように扱うのか私にはよく分かりませんが、ディテールの話であります。復興構想会議とは別に現在行われている行政の話の扱いは複雑だという印象を受けます。

○議長 今日、もし記者会見するとすれば、動物の殺処分云々ということよりは、放射能を受けた地域に対する安全基準というものを国で速やかに確立することを、我が復興会議として要請するという一般的な言い方にすべきではないかと思っているんです。

牛の問題、今の汚染度がどうか、私なんか素人ですから、正直なところわかりません。蓋然性がどの程度かということもわかりません。それに対する対処、こうやったら何が危ないということについてもかなり詰めないと、この問題に我が会議として介入することは難しいと思うんです。ですが、言えることは、放射能に汚染された地域で、何であれば安全であって、こういうふうに対処するんだという政府の方針を早く確立してくれ。これは言うべきことじゃないかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○ 例えば我々がこの復興構想会議で出す、こういう資料は、マスコミ向けとかではなくて、本当は国民一人ひとりに、あるいは被災地の苦しんでいる方たちに対して真っすぐに届くメッセージを出すべきだと僕はずっと思っています。

今回の資料も、どうもマスコミ向けみたいな意味合いになってしまうのはとても残念で、その中で、今、この時点で緊急の提言として出せば、被災地の方たちが本当に安心する。安心してもらえると、次にみんながじっくり考えて進むことができる。多分、それを物すごく求めていらっしゃるんですよ。復興会議にそれができるのかどうかわかりませんが、委員の言われている緊急提言というのを、僕はそう受け取っていますし、是非ここで国民あるいは被災地の方たちに向けてのメッセージというのを出してほしいなと思います。

○議長 そういう精神を持つべきだというのは同感ですね。被災地、国民、この社会に対するメッセージに持ちたい。ただ、他方で、復興会議がよく確かめないでやってしまったときに何なんだと。ですから、注意深くやらなければいけない。

ただ、同時に、社会に対して、被災地、国民にメッセージというものを出したいという気持ちはあるんですけども。

○ さっきの復興特区の話は、今の緊急提言に沿うわけです。中間整理の発表にプラスして、そして復興を早くやるためにも特区は必要なんだということを、議長には十分説明していただければと思います。

○議長 わかりました。そのようにさせていただきたいと思います。

次回は6月4日土曜日、1時からでございますが、時間は3時半まで、2時間半程度を目途にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

お忙しい中、たびたび本当に恐縮でございます。ありがとうございました。